

## 第6回卸売市場法改正対応検討委員会の結果について

第6回卸売市場法改正対応検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催したので、その概要を次のとおり報告します。

- 1 開催日時 令和2年1月9日（木）午前11時00分～午後0時10分
- 2 開催場所 盛岡市中央卸売市場 本棟第3会議室

### 3 出席者

盛岡市（開設者）	1名
丸モ盛岡中央青果（株）	1名
盛岡青果卸売協同組合	1名
盛岡青果商業協同組合	1名
盛岡水産（株）	1名
盛岡水産物卸売協同組合	1名
盛岡水産物売参会	1名
関連事業者協同組合	1名
（株）ベルジョイス	1名
全日本食品（株）	1名
委員出席者計	10名／13名（委員総数）
事務局（市場業務課）	4名

### 4 意見交換概要

令和元年11月25日～12月16日に実施した取引ルールに関する意見募集に対する回答、第5回検討委員会後に提出された質問への回答説明及び農林水産省事前審査時の指導事項に対する対応について資料を基に説明したほか、これらに伴い前回の検討委員会時に示した業務規程新旧対照表の変更箇所（語句の修正整理、参照条文の変更等の軽微な修正を除く。）について説明を行った。また、会議の冒頭、会長から検討委員会における業務規程に関する意見集約は、本日が最後となる旨の説明があった。

【事務局】 配布資料に基づき、取引に関するその他の遵守事項及び第5回検討委員会資料に対する質問への回答並びに意見募集結果に対する回答について説明を行った。

特に、資料「盛岡市中央卸売市場のその他の遵守事項」9ページ「買出人の承認」項目に対する5つ目の質問の中の最終文「来場しての購入者と発送主体の購入者を同列に括るのは問題があるのではないか。」という質問と12ページ「買受代金の即時支払義務」の1つ目の質問「盛岡市場では6営業日以内」といった内容について、農水省から実態に合っていない遵守事項ではないかとの指導がなされている。

このことについて、買受人のうち市場内での取引を希望する者は、市場秩序の維

持や事故・事件発生時の対応が必要であることから買出人として登録を求めているものであり、市場内に立ち入ることのない発送のみの買受人は手続きを一切求めないので、同列には扱っていないこと。また、買受代金の即時支払義務に関しては、現状においても買受と同時に現金で決済している買受人がいることを把握しており、場内業者のキャッシュフローを鑑み、これを原則として維持しつつ、これまでの取引実績から支払猶予期限を設定するのであれば、双方の合意に基づいたものである限り、これを規制するものではない。現在は、水産物部の精算会社を通した場合の支払猶予の特約として6日以内であり、青果部の代払機関と卸売業者間ではその猶予期間は6日より短い決済となっており、それぞれが特約に基づいた支払期日を設定している。現状の支払期日や方法の規定では問題があるということであれば御発言をいただき、その意見を参考に再考する旨を併せて説明した。

なお、東北農政局長による発言については、特定の卸売市場、しかも部門における支払期限について、同局長による個別市場（あるいは、管轄内市場）に対する決定や認可等の通知であるとは考えにくく、何かの機会で本市場の水産物部における支払期日について問題ない旨又は確認の意味で言及したものではないかと推測している。現時点で事務局において文書による証左はできない。質問者において過去の通知や議事録等を示していただけるのであれば、東北農政局に連絡のうえ、調査依頼することも可能である。

この件も含め、その他の遵守事項全体について質問又は意見があれば承る。

【委員】 代金決済についての条文を読む限り、買出人の同意を得られれば精算会社を通じた支払いとすること、また、仲卸業者や売買参加者の中で精算会社を通すことなく、卸売会社と直接契約することも可能だと考えるがどうか。

【事務局】 民間同士の契約であるため、どのような支払方法、支払期限を設けるかについては、双方が同意しているのであれば、業務規程に違反しない限り開設者として規制するものではない。

【委員】 過去に農水省から販売原票等のデータは、紙ベースの販売原票と同程度の様式にプリントアウトできるものであれば、電子データで保存することで構わないとの指導を受けた。今後はどうなるのか。

【事務局】 どういった場面での発言なのか不明であるが、検査の効率化のうえでの発言ではないかと推測する。改正後の業務規程においては、必要項目が網羅されているのであれば、電子データの保存も可能と考えるが、今後も検査等においてプリントアウトをお願いすることもある。

【委員】 卸売業者の決算等に係る検査が農水省から開設者に移った。検査方法等は変更になるのか。

【事務局】 これまでの農水省が実施してきた検査、開設者が委託している公認会計士が行っている検査を基本に考えている。ただし、検査頻度についてはこれまでより多くなる可能性がある。

御案内済みの 17 日に開催する運営協議会に業務規程の改正内容を諮ることとしている。この運営協議会終了後は、語句整理等の変更を除く施策的な方針の変更はできないこととなるので、御理解を賜りたい。

本検討委員会で発言できなかったこと、あるいは、各事業者等に持ち帰った後に疑義が生じることもあると考えるので、次第に記載している期間内において、希望する事業者・団体があれば個別の説明等にも対応する。希望がある場合は連絡を願う。

盛岡市中央卸売市場のその他の遵守事項について

項目		改正業務規程遵守事項の内容	左の理由	現業務規程の内容
第三者販売	報告制	第60条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して相対取引による卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長へ報告しなければならない。	卸売業者の取引の実態を把握するため。	卸売業者による仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売を禁止している（一定の条件に基づいた申請・許可の場合を除く）。
	せり・入札の制限	第49条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対してせり売又は入札の方法による卸売をしてはならない。	市場の調整機能の維持を図るとともに、取引を円滑にするため。	
商物分離	報告制	第61条 卸売業者は、市場内にある物品以外の物品の卸売をした場合は、規則に定めるところにより、市長に報告しなければならない。	卸売業者の取引の実態を把握するため。	市場外の物品の卸売を禁止している（一定の条件に基づいた申請・許可の場合を除く）。
直接集荷	報告制	第62条 仲卸業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、規則に定めるところにより、市長に報告しなければならない。	仲卸業者の取引の実態を把握するため。	仲卸業者による卸売業者以外の者からの集荷を禁止している（一定の条件に基づいた申請・許可を除く）。
卸売販売の時刻		第4条 2 卸売業者（第6条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。	公正・公平な取引の確保と市場の適正な管理運営のため。	卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、開場の時間の範囲内で市長が定める。
保証金の預託		第9条 2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ卸売の業務を開始してはならない。	安定的な業務運営を確保するため。	卸売業者は、保証金を預託した後でなければ卸売の業務を開始できない。
		第27条 2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。	安定的な業務運営を確保するため。	仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ卸売の業務を開始できない。
帳簿の区分経理		第17条 卸売業者は、市場における取引について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とをそれぞれ勘定を設けて経理しなければならない。	受託販売取引を適正に管理するため。	
せり人登録証の携帯とせり人章の着用		第22条 せり人は、せり売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに、規則で定めるせり人章を着用しなければならない。	公正・公平な取引の確保とせり売の業務を適正、かつ、円滑に行うため。	せり人は、せり売りのせりに従事するときは、登録証の携帯とせり人章の着用をしなければならない。
事業報告書の提出		第30条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に定める日現在において作成した事業報告書その日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。 (1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日 (2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日	仲卸業者の財務の状況等を把握するため。	仲卸業者は、事業報告書を次に掲げる日から起算して90日を経過する日までに市長に報告しなければならない。 (1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日 (2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日

盛岡市中央卸売市場のその他の遵守事項について

項目	改正業務規程遵守事項の内容	左の理由	現業務規程の内容
売買取引の単位	第47条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、市長は、重量以外の単位を承認することができる。	公正・公平な取引と円滑な取引を確保するため。	売買取引の単位は重量による。ただし、他の取引慣習のある場合は重量以外の単位を市長が承認することができる。
受託契約約款の届出等	第50条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	公正・公平な取引を確保するため。	卸売業者は、委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない。当該承認申請書は農林水産大臣の許可の日から1月以内に提出しなければならない。
	第51条 卸売業者は、前条第1項の受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。	円滑な取引を確保するため。	卸売業者は、受託契約約款を卸売場又は主たる事務所掲示しなければならない。
受託物品の検収	第52条 卸売業者は、受託物品（卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品（以下この条において「市場外引渡物品」という。）を除く。）の受領に当たっては、検収を確実にし、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買取引切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会ってその了承を得られたときは、この限りでない。	公正・公平な取引を確保するため。	卸売業者は、受託物品（電子商取引に係る受託物品を除く。）の受領に当たっては、検収を確実にし、異状を認めるときは検査員の確認を受け、受領通知書又は売買取引切書に付記しなければならない。ただし、委託者（代理人を含む）の立ち会いにより了承を得られたときは、この限りでない。
	2 市場外引渡物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該市場外引渡物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該市場外引渡物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にし、当該市場外引渡物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買取引切書に付記しなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。	電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者から委託を受けた者が検収を確実にし、異状を認めるときは、検査員の確認を受け、受領通知書又は売買取引切書に付記しなければならない。
	3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書きに規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。	公正・公平な取引を確保するため。	卸売業者は、受託物品の異状については、ただし書きの場合を除き、検査員の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。
販売原票の作成等	第53条 卸売業者は、取扱物品を卸売したときは、規則で定めるところにより、販売原票を作成しなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。	卸売業者は、取扱物品を卸売したときは、販売原票を作成しなければならない。

盛岡市中央卸売市場のその他の遵守事項について

項目	改正業務規程遵守事項の内容	左の理由	現業務規程の内容
卸売をした物品の相手方の明示及び引取り	第54条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者その他の買受人が明らかになるよう措置しなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。	卸売業者は、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。
	2 仲卸業者及び売買参加者その他の買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。	円滑な取引を確保するため。	仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。
販売の委託の引受けの禁止	第55条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。	安定的な取引と適正な価格形成を確保するため。	仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。
売買取引の制限	第56条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。 (1) 談合その他不正な行為があると認めたとき。 (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めたとき。	公正・公平な取引を確保するため。	せり売り又は入札の方法による卸売の場合において、次のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。
衛生上有害な物品の売買禁止等	第57条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。 2 衛生上有害な物品は、市場内において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。 3 市長は、前項に該当する物品があると認めたときは、その物品の売買を差し止め、又は市場外へ撤去を命ずることができる。	安全・安心な取引を確保するため。	衛生上有害な物品は、市場内において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
売買取引結果等の報告	第58条 卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、規則で定める時までに、市長に報告するとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。	公正・公平な取引の確保と売買取引の実態を把握するため。	卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。
卸売代金の変更の禁止	第67条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。	公正・公平な取引を確保するため。	卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。
無許可営業の禁止	第85条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認めた者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。 2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に撤去を命ずることができる。	公正・公平な取引の確保と市場の適切な管理運営のため。	卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認めた者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。 2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に撤去を命ずることができる。

盛岡市中央卸売市場のその他の遵守事項について

項目	改正業務規程遵守事項の内容	左の理由	現業務規程の内容
市場への出入等に対する指示	<p>第86条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。</p>	<p>円滑な取引の確保と市場の適切な管理運営のため。</p>	<p>市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。</p>
市場秩序の保持等	<p>第87条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。</p> <p>2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。</p>	<p>円滑な取引の確保と市場の適切な管理運営のため。</p>	<p>市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。</p> <p>2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。</p>

## 取引ルールに関する意見募集の結果について

★区分 … A:業務規程において採用（又は採用済），B:業務規程以外（規則・制度等）において採用，C:採用しない

項目	改正業務規程遵守事項の内容		意見内容・提出業種	区分	左の理由
第三者販売	報告制	卸売業者が仲卸業者又は売買参加者以外の者に卸売をしたときは、市長へ報告する。	市場内業者がないがしろにならないような方法を考えてもらいたい。（仲卸業者）	B	公平・公正な取引、価格形成機能等の維持のため、場内業者で構成される委員会等により対応することとしています。
			自由化はやむを得ないと思うが、各業界とも行き過ぎにならないよう、何らかの歯止めが必要と考える。（仲卸業者）	B	
			関係者相互の信頼関係の醸成を図っていくことがより大切になっていくので、情報開示による透明性の確保やそれを維持する行政主導による委員会等の役割や運営が必要と考える。（仲卸業者）	B	
せり・入札の制限	卸売業者がせり又は入札の方法により卸売をする場合、仲卸業者又は売買参加者以外の者への卸売を制限する。	意見なし。	—		
商物分離	報告制	卸売業者が卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、市長へ報告する。	今後の更なる取引の合理化、鮮度向上等を図るため、緩和が必要であり、改正内容は評価できる。（出荷者）	A	業務規程改正内容のとおりです。
			自由化はやむを得ないと思うが、各業界とも行き過ぎにならないよう、何らかの歯止めが必要と考える。（仲卸業者）	B	公平・公正な取引、価格形成機能等の維持のため、場内業者で構成される委員会等により対応することとしています。
			関係者相互の信頼関係の醸成を図っていくことがより大切になっていくので、情報開示による透明性の確保やそれを維持する行政主導による委員会等の役割や運営が必要と考える。（仲卸業者）	B	



取引ルールに関する意見募集の結果について

★区分 … A:業務規程において採用（又は採用済），B:業務規程以外（規則・制度等）において採用，C:採用しない

項目	改正業務規程遵守事項の内容		意見内容・提出業種	区分	左の理由
直接 集 荷	報告制	仲卸業者が本市場の卸売業者以外の者から生鮮食料品等を仕入れたときは，市長へ報告する。	自由化はやむを得ないと思うが，各業界とも行き過ぎにならないよう，何らかの歯止めが必要と考える。（仲卸業者）	B	公平・公正な取引，価格形成機能等の維持のため，場内業者で構成される委員会等により対応することとしています。
			関係者相互の信頼関係の醸成を図っていくことがより大切になっていくので，情報開示による透明性の確保やそれを維持する行政主導による委員会等の役割や運営が必要と考える。（仲卸業者）	B	
			求められる報告の内容は，現状の申請内容と同程度でお願いしたい。	B	

その他の質問・意見について

項目	改正業務規程の内容	質問・意見内容・提出業種	説明・回答
市による差別的取扱いの禁止	第5条 市は、市場の業務の管理運営に関し、取引関係者（出荷者及び卸売業者、仲卸業者（第23条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。））その他の市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。	市による差別的取扱いとはどういった内容か。	市場の業務の管理運営について、合理的理由がないにも関わらず、特定の事業者に対して有利又は不利な取扱いをすることを想定しています。
卸売の業務の許可	第6条 卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。	卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び買出人の定義づけと具体的に想定する事業者並びに事業の範囲をどのように規定しているのか。	<p>卸売業者の業務について、これまで国が許可していたものが開設者の許可となったことに伴う条文を規定したものです。</p> <p>卸売業者及び仲卸業者の定義については、改正卸売市場法第2条の規定に準拠しています。</p> <p>売買参加者、買出人の業務は、それぞれ改正する業務規程の第31条及び第34条に規定しています。</p> <p>現在の許可又は承認を得ている卸売業者、仲卸業者及び売買参加者を改正する業務規程においても想定しているものです。なお、現業務規程には買出人の規定がないため、新たに規定するもので、市場内で取引する事業者については、取引及び施設管理を円滑、かつ、適正に運営するため、登録を義務付けることとしています。</p>
せり人の登録	第18条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。	せり人の登録について、もう少し簡素な方法にはできないか。	公正・公平な取引、業務を適正かつ円滑に行うためには、一定の専門性が必要であるため、せり人試験は現状のままとします。なお、登録時に必要な書類等については検討します。
仲卸しの業務の許可	第23条 仲卸の業務（市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。	仲卸の業務の許可は、現在の仲卸業者は、そのままでも許可を得られるのか。また、卸売市場内の店舗以外（市場外への配達や市場外に店舗を構えるなど）での販売をしてはいけないのか。	現在許可を受けている仲卸業者は、そのまま許可となります。また、市場以外の場所における販売行為については、特に規制しておりません。
仲卸業者の市場外販売		第23条によると仲卸業者は市場外に支店・営業所などを持つことはできないのか。	「仲卸の業務の許可」の回答と同じ。

その他の質問・意見について

項目	改正業務規程の内容	質問・意見内容・提出業種	説明・回答
売買参加者の承認	<p>第31条 市場において卸売業者からせり売又は入札の方法による卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。</p>	<p>卸売業者，仲卸業者，売買参加者及び買出人の定義づけと具体的に想定する事業者並びに事業の範囲をどのように規定しているのか。</p>	<p>「卸売の業務の許可」の回答に同じ。</p>
		<p>第1号の卸売と第2号の販売はどう違うのか。分荷単位なのか。</p>	<p>第31条の規定の修正に伴い，同条の第1号及び第2号の規定は削除しました。</p>
	<p>4 市長は第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは，同項の承認をしてはならない。 （3）申請者が市場外に主たる事務所を有していない者であるとき。</p>	<p>市場外の施設において製造事業等を行っていない者とは，どういう意味か。市場外に登録していればいいのか，実店舗で実施していなければならないのか。</p>	<p>売買参加者の承認の規定を修正したことに伴い，市場外に主たる事務所を有している者を承認の条件としております。</p>

その他の質問・意見について

項目	改正業務規程の内容	質問・意見内容・提出業種	説明・回答
買出人の登録	第34条 市場において次の各号のいずれかの行為をしようとする生鮮食料品等に係る事業を行う者（仲卸業者及び売買参加者を除く。）は、市長の登録を受けなければならない。	卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び買出人の定義づけと具体的に想定する事業者並びに事業の範囲をどのように規定しているのか。	「卸売の業務の許可」の回答に同じ。
	(1) 卸売業者から相対取引による卸売を受けること。 (2) 仲卸業者から販売を受けること。	第1号の卸売と第2号の販売はどう違うのか。分荷単位なのか。	改正卸売市場法に準拠し、次のように整理しています。 卸売 … 卸売業者による販売行為 販売 … 仲卸業者による販売行為
		盛岡青果卸売協同組合の関連会社である(株)盛岡市場物流サービスは買出人になることができるのか。又は関連事業者になることができるのか。	個別事業者に対する回答は控えさせていただきますが、それぞれに該当する事業者としての申請があり、条件を満たせば買出人や関連事業者として登録を認め、又は営業許可をします。
		現在、第三者販売（転送先）となっている業者は、買出人扱いとなるのか。	買出人は、市場において相対取引を行う買受人としているので、市場外のみで取引する買受人は、買出人の申請は必要ありません。
		買出人は卸・仲卸との個別契約になると考えられるが、特に現転送先はサイト設定が長い先も多く、また、現売買参加者のせり取引への参加が少ない現状を考えると、売買参加者としての登録はメリットが少なく、相当数の売買参加者が買出人に転換するのではないかと危惧されるがどうか。来場しての購入者と、発送主体の購入者を同列に括るのは問題があるのではないか。	卸売業者及び仲卸業者に関しては、改正卸売市場法に業務の規定が盛り込まれているが、それ以外の取引関係者に関する規定はないことから、改正する業務規程において、次のように整理することとしています。 買受人 … 卸売業者からの卸売又は仲卸業者から販売を受ける全ての取引関係者 買出人 … 買受人のうち、市場内の売場に立ち入る取引関係者 売買参加者 … 買出人のうち、卸売業者によるせり売又は入札の方法による卸売を受けようとする者 従って、公正・公平な取引や円滑な取引の確保、施設の適正な管理運営上、市場内に立ち入る取引関係者は、許可又は承認若しくは登録を義務付けるものです。 なお、売買参加者の承認申請を行うか否かについては、それぞれの買受人の判断によると思います。

その他の質問・意見について

項目	改正業務規程の内容	質問・意見内容・提出業種	説明・回答
売買取引の方法	<p>第44条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法</p> <p>(2) 別表第2に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引</p>	<p>別表1と別表2に分ける根拠は何か。仙台市場のように、せり売り、入札及び相対のいずれかの方法でも可能として、できるだけ報告の内容を少なくすることはできないか。</p>	<p>別表第1に掲げる物品については、品質・形状の個体差が大きいほか、地元生産者の出荷も多い物品又は消費者の需要の多い物品であることから、適正な価格形成を維持する必要があるため、せり売又は入札の方法による卸売を原則としています。また、別表第2については、それ以外の物品という整理をしております。</p> <p>なお、報告の内容については現状を基本に検討することとしています。</p>
売買取引の方法の公表	<p>第45条 市長は、前条に規定する卸売業者の売買取引の方法について、生鮮食料品等の品目ごとに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>インターネットの利用その他の方法の「その他の方法」とはどんなものがあるか。WEBでの公表にかえてもよいのか。</p>	<p>市では、広く一般に公表するため、市及び市場のホームページにおいて売買取引方法を公表することとしています。なお、現在の業務規程をホームページから閲覧できる状況もこれに該当とするものと考えております。</p>
売買取引の条件の公表	<p>第46条 卸売業者は、次に掲げる事項を定めたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>その他の市長が適当と認めた方法とはどんなものか。</p>	<p>広く一般に公表できる方法であるかを個別に判断します。</p>
完納奨励金	<p>(6) 売買取引に関して出荷者又は仲卸業者若しくは売買取引参加者その他の買受人に交付する奨励金その他の生鮮食料品等の卸売に係る販売代金以外の金銭（第58条第3項第2号において「奨励金等」という。）がある場合にあっては、その種類、内容及び額並びにその交付の基準</p>	<p>条文が削除された理由は何か。</p> <p>旧業務規程の第64条に規定のあった完納奨励金に関する事項が削除されているが、仲卸業者・売買取引参加者にとっては、大変な問題であり、復活してほしい。開設者が仲立ちし、改正前の条件を前提に取り決めに協力してほしい。</p> <p>この条文がなくなると仲卸・買参人は買受代金の支払いを伸ばさざるを得ず、市場衰退の原因になりかねない。卸・仲卸の話し合いだけでは不満である。</p>	<p>旧業務規程の第64条に規定のあった完納奨励金の条文は、改正する業務規程第46条第1項第6号の取引条件の公表の条文で、奨励金がある場合は市に届け出るとともに公表することになっており、規定を削除したものではありません。</p>

その他の質問・意見について

項目	改正業務規程の内容	質問・意見内容・提出業種	説明・回答
差別的取扱いの禁止	第48条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。	差別的取扱いの具体的内容とは何か。	<p>農林水産省の「公正かつ効率的な売買取引の確保」（平成26年12月）によれば、信用力、取引量、決済方法等に応じた、いわゆる通常の商取引において許容される範囲は不当ではなく、商慣行の範囲を超えるようなものということになります。</p> <p>具体的には、①せり取引において、特定の買受人の価格の申込みを無視して他の者をせり落とし人とする。②相対取引において、他の買受人を排斥するような形で特定の者に対し優先的に販売すること。③相対取引において、不当と見られる価格条件等を提示して実質的な販売拒否を行うこと。④卸売業者が出資等を受けている大型小売事業者からの働きかけを受け、当該大型小売事業者の取引に利するために特定の出荷者、仲卸業者、売買参加者等に便益を与える行為を行うこと。が想定されています。</p>
市場外の者に対する卸売の報告	第60条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して相対取引の方法による卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。卸売業者は、市場内にある物品以外の物品を卸売した場合は、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。	第50条に基づく報告の内容はどの程度まで公表するのか。	場内業者による委員会等において共有する情報の内容について、協議のうえ整理したいと考えています。
市場外にある物品の卸売の報告	第51条 卸売業者は、市場内にある物品以外の物品の卸売をした場合は、規則に定めるところにより、市長に報告しなければならない。	第51条に基づく報告の内容はどの程度まで公表するのか。	「市場外の者に対する卸売の報告」の回答に同じ。

その他の質問・意見について

項目	改正業務規程の内容	質問・意見内容・提出業種	説明・回答
卸売前における受託物品の検収	<p>第54条</p> <p>2 市場外引渡物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該市場外引渡物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該市場外引渡物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にし、当該市場外引渡物品に係る受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。</p>	<p>場外にて市長の指定する検査員が確認することは果たして可能なのか。卸売業者の代理人が検査員となることはできないのか。</p>	<p>「中央卸売市場における業務運営について」（平成12年3月31日付 12食流第746号 食品流通局長通知）に基づき、市場外引渡物品の検査員の確認については、異状を認めた物品を市場に搬入して行うことを原則としますが、引渡場所が遠隔地にある等の理由により、当該物品を市場に搬入することが困難な場合は、写真を添付するなど内容が確認できる方法で行うことができるとされていますので、これに基づく対応を考えています。</p>
販売原票の作成	<p>第55条 卸売業者は、取扱物品を卸売したときは、規則で定めるところにより、販売原票を作成しなければならない。</p>	<p>販売原票は紙ベースでなければならないのか。販売のデータではいけないのか。</p>	<p>現在、販売原票は電子計算処理した販売原票の作成を認めているので、同様とすることとなります。これまでどおり、取引の基礎となる取引内容を記入した用紙や電子データにより、必要に応じてその内容を確認できるように保存することとなります。</p>
買入れ販売の報告	<p>第58条 仲卸業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買入れて販売したときは、規則に定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p>	<p>規則の内容はどういったものか。</p>	<p>規則において、報告する内容等について規定することとしていますが、現在の直接集荷販売結果の届出と同程度の内容を想定しています。</p>
買受代金の即時支払義務	<p>第66条 卸売業者から物品を買受けた者は、当該物品の引渡しを受けると同時（卸売業者があらかじめその者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、当該物品の代金（買受けた額に当該買受けた額の100分の8（当該物品が飲食料品以外のものである場合にあつては、100分の10）に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。</p>	<p>第66条第1項の規定では、原則、即時支払となっている。しかし、過去に東北農政局長からは、各市場ごとに特例として支払猶予の日数があり、盛岡市場では6営業日以内となっているという話があった。</p>	<p>これまでの業務規程においても、支払猶予の特約がない場合については物品の引渡しと同時に当該代金の支払いが義務付けられています。支払猶予の特約を結んだときは、その特約において定められた期日までが支払期日となります。</p>
	<p>2 前項の規定による代金の支払は、現金又は金融機関若しくは関連事業者のうち規則で定める者を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法により行わなければならない。</p>	<p>関連事業者のうち規則で定めるものを具体的に説明してほしい。</p>	<p>現規則第25条第1項第1号で定められている精算代払機関を想定しています。</p>

その他の質問・意見について

項目	改正業務規程の内容	質問・意見内容・提出業種	説明・回答
施設の使用指定	第68条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。	現状のままで市場の施設はいつまで使用できるのか。今後も永続的に市場施設を利用できるのか。	これまでどおり、業者から使用の申請がある都度内容を審査のうえ、市場施設の使用を指定します。従って、使用中の施設については、原則として使用している業者からの変更申請がない場合、継続して使用していただきます。
使用料等	第72条 市場の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第3に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額の範囲内において規則で定める。	仲卸売場を借りた場合、別途安い使用料にしてもらうべく交渉する余地があるか。加工施設料（1,054円/㎡）の適用を受ける可能性があるのか。  別表第3に規定する使用料単価において卸売業者とその他業者の使用料が大幅に違う根拠は何か。	業務規程及び規則で定めるところにより、使用料を決定し、徴収させていただきます。  業務規程に定める施設使用料は、現市場整備時に施設使用算定式及び算定例を基本として、減価償却費や管理事務費等を算定し、農林水産省と協議のうえ使用施設区分毎に認定された単価としています。
その他		盛岡市は開設者として永続的に卸売市場を運営していくのか。	盛岡市が引き続き開設することとしています。



盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号</p>	<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号</p>
<p>改正 略 令和2年 月 日条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市中央卸売市場業務規程</p>	<p>盛岡市中央卸売市場業務規程</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第5条）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第5条）</p>
<p>第2章 市場関係事業者</p>	<p>第2章 市場関係事業者</p>
<p>第1節 卸売業者（第6条～第22条）</p>	<p>第1節 卸売業者（第6条～第16条）</p>
<p>第2節 仲卸業者（第23条～第30条）</p>	<p>第2節 仲卸業者（第17条～第26条）</p>
<p>第3節 売買参加者（第31条～第33条）</p>	<p>第3節 売買参加者（第27条～第29条）</p>
<p>第4節 買出人（第34条～第36条）</p>	<p>第4節 関連事業者（第30条～第35条）</p>
<p>第5節 関連事業者（第37条～第42条）</p>	<p>第3章 売買取引及び決済の方法（第36条～第64条）</p>
<p>第3章 売買取引及び決済の方法（第43条～第67条）</p>	<p>第4章 卸売の業務に関する品質管理（第64条の2）</p>
<p>第4章 市場施設の使用（第68条～第75条）</p>	<p>第5章 市場施設の使用（第65条～第72条）</p>
<p>第5章 監督（第76条～第78条）</p>	<p>第6章 監督（第73条～第75条）</p>
<p>第6章 市場運営協議会（第79条～第83条）</p>	<p>第7章 市場運営協議会（第76条～第76条の5）</p>
<p>第7章 雑則（第84条～第90条）</p>	<p>第8章 雑則（第77条～第83条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>
<p>第1条 この業務規程は、盛岡市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第4条第4項に規定する事項及び施設の使用，監督処分等について定め，その適正かつ健全な運営を確保することにより，生鮮食料品等（法第2条第1項に規</p>	<p>第1条 この業務規程は、盛岡市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第9条第2項に規定する事項及び施設の使用，監督処分等について定め，その適正かつ健全な運営を確保することにより，生鮮食料品等</p>

改正後	改正前						
<p>定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。)の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、<u>もって</u>市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p>	<p>の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、<u>もって</u>市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(市場の名称、位置及び面積)</p> <p>第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 395 2069 536"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市中央卸売市場</td> <td>盛岡市羽場10地割100番地</td> <td>234,865平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	面積	盛岡市中央卸売市場	盛岡市羽場10地割100番地	234,865平方メートル
名称	位置	面積					
盛岡市中央卸売市場	盛岡市羽場10地割100番地	234,865平方メートル					
<p>(取扱品目)</p> <p>第2条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げる物品とする。</p> <p>(1) 青果部 野菜，果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品</p> <p>(2) 水産物部 生鮮水産物及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品</p> <p>2 取扱物品でその属すべき部類が明らかでないものについては，市長がその属すべき部を決定する。</p> <p>(開場の期日)</p>	<p>(取扱品目)</p> <p>第3条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げる物品とする。</p> <p>(1) 青果部 野菜，果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品</p> <p>(2) 水産物部 生鮮水産物及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品</p> <p>2 取扱物品でその属すべき部類が明らかでないものについては，市長がその属すべき部を決定する。</p> <p>(開場の期日)</p>						
<p>第3条 市場は，日曜日（1月5日及び12月27日から30日までの日曜日を除く。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から4日まで及び12月31日（以下「休日」と総称する。）を除き毎日開場するものとする。</p> <p>2 市長は，前項の規定にかかわらず，出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると<u>認めた</u>ときは，休日に開場し，又はこれらの者の利益を阻害しないと<u>認めた</u>ときは，休日以外の日に開場しないことができる。</p> <p>3 市長は，前項の規定により休日に開場し，又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には，取扱品目に係る生産出荷の事情，小売商の貯蔵販売能力，消費者の食習慣，購売慣習等を十分考慮してするものと</p>	<p>第4条 市場は，日曜日（1月5日及び12月27日から30日までの日曜日を除く。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から4日まで及び12月31日（以下「休日」と総称する。）を除き毎日開場するものとする。</p> <p>2 市長は，前項の規定にかかわらず，出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると<u>認める</u>ときは，休日に開場し，又はこれらの者の利益を阻害しないと<u>認める</u>ときは，休日以外の日に開場しないことができる。</p> <p>3 市長は，前項の規定により休日に開場し，又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には，取扱品目に係る生産出荷の事情，小売商の貯蔵販売能力，消費者の食習慣，購売慣習等を十分考慮してするものと</p>						

改正後	改正前
<p>する。 (開場の時間)</p> <p><u>第4条</u> 開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると<u>認めた</u>ときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>2 卸売業者(第6条第1項の許可を受けた _____者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。 (市による差別的取扱いの禁止)</p> <p><u>第5条</u> 市は、市場の業務の管理運営に関し、卸売業者、仲卸業者(第23条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)その他の市場に出荷される生鮮食料品等に係る売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>第2章 市場関係事業者 第1節 卸売業者 (卸売の業務の許可)</p> <p><u>第6条</u> 卸売の業務(市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第2条の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 名称及び住所 (2) 資本金又は出資の額及び役員の名</p>	<p>する。 (開場の時間)</p> <p><u>第5条</u> 開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると<u>認める</u>ときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>2 卸売業者(法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。</p> <p>第2章 市場関係事業者 第1節 卸売業者 (卸売業者の数の最高限度)</p> <p><u>第6条</u> 卸売業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 青果部 2 (2) 水産物部 2</p>

改正後	改正前
<p>(3) 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、 同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 申請者が、法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産者で復権を得ない者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 第23条第1項の許可の取消しを受けた者（その処分を受ける原因となった事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）又は第1項若しくは同条第1項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの（同条第4項第1号ウにおいて「被処分者」という。）であるもの</p> <p>(5) 申請者が卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(6) 申請者に使用させることができる市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）がないとき。</p> <p>（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）</p>	

改正後	改正前
<p><b>第7条</b> 卸売業者が事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。</p> <p>2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。</p> <p>3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 前条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「<b>第7条</b>第1項又は第2項の認可の申請」と読み替えるものとする。 （名称変更等の届出）</p> <p><b>第8条</b> 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>（1）卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</p> <p>（2）名称又は住所を変更したとき。</p> <p>（3）卸売の業務を廃止したとき。</p> <p>（4）定款、資本金若しくは出資の額又はその役員を変更したとき。</p> <p>（5）卸売業者若しくは業務を執行する役員が犯罪容疑のため起訴されたとき、その役職若しくは業務に関して訴訟の当事者となったとき又はこれらについての判決を受けたとき。</p> <p>（6）業務を執行する役員が破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 （保証金の預託）</p>	<p>（保証金の預託）</p>

改正後	改正前
<p><b>第9条</b> 卸売業者は、第6条第1項 _____ の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ卸売の業務を開始してはならない。</p> <p>(保証金の額)</p>	<p><b>第7条</b> 卸売業者は、<b>農林水産大臣から卸売の業務</b>の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ卸売の業務を開始してはならない。</p> <p>(保証金の額)</p>
<p><b>第10条</b> 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げる金額の範囲内で規則で定める。</p> <p>(1) 青果部 400万円以上1,600万円以下</p> <p>(2) 水産物部 400万円以上1,600万円以下</p> <p>2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券を<u>もって</u>代用することができる。</p> <p>(1) 国債証券</p> <p>(2) 地方債証券</p> <p>(3) 日本銀行が発行する出資証券</p> <p>(4) 特別の法律により法人が発行する債券</p> <p>3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額以下において規則で定める額とする。</p> <p>(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券 その額面金額に相当する額</p> <p>(2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券（前号に掲げる債券を除く。） その額面金額の100分の90に相当する額</p> <p>(保証金の追加預託)</p>	<p><b>第8条</b> 卸売業者の預託すべき保証金の額は、<b>次</b> に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げる金額の範囲内で規則で定める。</p> <p>(1) 青果部 400万円以上1,600万円以下</p> <p>(2) 水産物部 400万円以上1,600万円以下</p> <p>2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券を<u>もって</u>代用することができる。</p> <p>(1) 国債証券</p> <p>(2) 地方債証券</p> <p>(3) 日本銀行が発行する出資証券</p> <p>(4) 特別の法律により法人が発行する債券</p> <p>3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額以下において規則で定める額とする。</p> <p>(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券 その額面金額に相当する額</p> <p>(2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券（前号に掲げる債券を除く。） その額面金額の100分の90に相当する額</p> <p>(保証金の追加預託)</p>
<p><b>第11条</b> 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があつたとき、国税滞納処分又はその例による差押があつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加預託しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を<u>行う</u> ことができな</p>	<p><b>第9条</b> 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があつたとき、国税滞納処分又はその例による差押があつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加預託しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を<u>行なう</u> ことができな</p>

改正後	改正前
<p>い。</p> <p>3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の追加預託について準用する。 (保証金の充当)</p> <p><b>第12条</b> 市長は、卸売業者が使用料_____その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して保証金をこれに充てることができる。</p> <p>2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した<b>第9条第1項</b>の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有するものとする。 (保証金の返還)</p> <p><b>第13条</b> 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。 (卸売の業務の許可の取消し)</p> <p><b>第14条</b> 市長は、卸売業者が第6条第4項第2号又は第4号のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に<b>第9条第1項</b>の保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。</p> <p>3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。 (事業報告書の提出)</p>	<p>い。</p> <p>3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の追加預託について準用する。 (保証金の充当)</p> <p><b>第10条</b> 市長は、卸売業者が使用料、<b>保管料</b>その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を<b>怠った</b>ときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して保証金をこれに充てることができる。</p> <p>2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した<b>第7条第1項</b>の保証金について、他の債権者に<b>先だつて</b>弁済を受ける権利を有するものとする。 (保証金の返還)</p> <p><b>第11条</b> 保証金は、卸売業者がその資格を<b>失った</b>日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。</p>

改正後	改正前
<p><b>第15条</b> 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(事業報告書の写しの備付け及び閲覧)</p>	
<p><b>第16条</b> 卸売業者は、前条の規定による提出を行ったときは、速やかに、同条の事業報告書（貸借対照表及び損益計算書の部分に限る。）の写しを作成し、規則で定める期間、主たる事務所に備えて置かなければならない。</p>	
<p>2 卸売業者は、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる場合を除き、閲覧させなければならない。</p> <p>(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合</p> <p>(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合</p> <p>(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合</p>	
<p>3 卸売業者は、前項の規定により閲覧させる場合には、インターネットの利用、主たる事務所における備置きその他市長が適当と認めた方法により閲覧させるものとする。</p> <p>(帳簿の区分経理)</p>	
<p><b>第17条</b> 卸売業者は、市場における取引について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とをそれぞれ勘定を設けて経理しなければならない。</p> <p>(せり人の登録)</p>	<p>(せり人の登録)</p>
<p><b>第18条</b> 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p>	<p><b>第12条</b> 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p>



改正後	改正前
<p>(2) 登録を受けようとするせり人の氏名，生年月日及び住所</p> <p>(3) 登録を受けようとするせり人がせりを行う取扱品目の部類</p> <p>3 前項の登録申請書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 登録を受けようとするせり人の履歴書</p> <p>(2) 登録を受けようとするせり人の戸籍抄本又はこれに代わる書面</p> <p>(3) その他規則で定める書類</p> <p>4 第1項の登録の申請が<u>あった</u>ときは，市長は，次項の規定により登録を拒否する場合を除き，登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し，速やかに，その旨を登録申請者に通知するとともに，登録を受けたせり人に対し登録証を交付するものとする。</p> <p>(1) せり人の氏名及び住所</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 登録番号</p> <p>5 市長は，第1項の登録の申請が<u>あった</u>場合において，その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは，同項の登録をしてはならない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) <u>第20条又は第78条第5項</u>の規定に基づき登録の取消しを受け，その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>(5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。</p>	<p>(2) 登録を受けようとするせり人の氏名，生年月日及び住所</p> <p>(3) 登録を受けようとするせり人がせりを行う取扱品目の部類</p> <p>3 前項の登録申請書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 登録を受けようとするせり人の履歴書</p> <p>(2) 登録を受けようとするせり人の戸籍抄本又はこれに代わる書面</p> <p>(3) その他規則で定める書類</p> <p>4 第1項の登録の申請が<u>あつた</u>ときは，市長は，次項の規定により登録を拒否する場合を除き，登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し，速やかに，その旨を登録申請者に通知するとともに，登録を受けたせり人に対し登録証を交付するものとする。</p> <p>(1) せり人の氏名及び住所</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 登録番号</p> <p>5 市長は，第1項の登録の申請が<u>あつた</u>場合において，その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは，同項の登録をしてはならない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) <u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることが<u>なくなつた</u>日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) <u>第14条又は第75条第5項</u>の規定に基づき登録の取消しを受け，その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>(5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。</p>

改正後	改正前
<p>6 市長は、前項第5号の経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。</p>	<p>6 市長は、前項第5号の経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。</p>
<p>7 第1項に規定する登録の有効期間は、当該登録の日から起算して5年とする。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、当該登録の日から起算して3年とする。</p>	<p>7 第1項に規定する登録の有効期間は、当該登録の日から起算して5年とする。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、当該登録の日から起算して3年とする。</p>
<p>(1) 初めて登録を受ける者  (2) 第20条又は第78条第5項の規定に基づき登録の取消しを受けた者で当該登録の取消し後の最初の登録を受けるもの  (3) 第78条第5項の規定に基づき業務の停止を命ぜられた者で当該業務の停止後の最初の登録を受けるもの  (せり人の登録の更新)</p>	<p>(1) 初めて登録を受ける者  (2) 第14条又は第75条第5項の規定に基づき登録の取消しを受けた者で当該登録の取消し後の最初の登録を受けるもの  (3) 第75条第5項の規定に基づき業務の停止を命ぜられた者で当該業務の停止後の最初の登録を受けるもの  (せり人の登録の更新)</p>
<p>第19条 卸売業者は、前条第1項の登録を受けたせり人にその有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。</p>	<p>第13条 卸売業者は、前条第1項の登録を受けたせり人にその有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。</p>
<p>2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前40日から当該有効期間満了の日前30日までの間に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録更新申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前40日から当該有効期間満了の日前30日までの間に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録更新申請書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 申請者の名称  (2) 登録の更新を受けようとするせり人の氏名及び住所並びに登録年月日  (3) 登録番号</p>	<p>(1) 申請者の名称  (2) 登録の更新を受けようとするせり人の氏名及び住所並びに登録年月日  (3) 登録番号</p>
<p>3 前条第5項(第3号を除く。)及び第6項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。  (せり人の登録の取消し)</p>	<p>3 前条第5項(第3号を除く。)及び第6項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。  (せり人の登録の取消し)</p>
<p>第20条 市長は、せり人が第18条第5項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなったとき又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。</p>	<p>第14条 市長は、せり人が第12条第5項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなつたとき又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(せり人の登録の消除)</p> <p><b>第21条</b> 市長は、せり人が次の各号の<u>いずれかに該当するときは</u>、その登録を消除するものとする。</p> <p>(1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。</p> <p>(2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。</p> <p>(3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を<u>受けなかった</u>とき。</p> <p>(4) <b>第78条第5項</b>の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。</p> <p>(登録証の携帯)</p>	<p>(せり人の登録の消除)</p> <p><b>第15条</b> 市長は、せり人が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、その登録を消除するものとする。</p> <p>(1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。</p> <p>(2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。</p> <p>(3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を<u>受けなかった</u>とき。</p> <p>(4) <b>第75条第5項</b>の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。</p> <p>(登録証の携帯)</p>
<p><b>第22条</b> せり人は、せり売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに、規則で定めるせり人章を着用しなければならない。</p> <p>2 せり人は、登録の取消しその他の理由によりせり人で<u>なくなった</u>ときは、<u>速やかに</u>登録証及びせり人章を市長に返還しなければならない。</p>	<p><b>第16条</b> せり人は、せり売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに、規則で定めるせり人章を着用しなければならない。</p> <p>2 せり人は、登録の取消しその他の理由によりせり人で<u>なくなった</u>ときは、<u>すみやかに</u>登録証及びせり人章を市長に返還しなければならない。</p>
<p>第2節 仲卸業者</p> <p>(仲卸しの業務の許可)</p>	<p>第2節 仲卸業者</p> <p>(仲卸業者の数の最高限度)</p> <p><b>第17条</b> 仲卸業者(次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けして又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 青果部 20</p> <p>(2) 水産物部 10</p> <p>(仲卸しの業務の許可)</p>
<p><b>第23条</b> 仲卸しの業務(市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、<b>第2条</b>の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p><b>第18条</b> 仲卸しの業務(市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、<b>前条</b>の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 商号</p> <p>(3) 法人である場合に<u>あっては</u>、資本金又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>(4) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目の部類</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者（申請者が法人である場合に<u>あっては</u>、当該申請者の業務を執行する役員）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>イ <u>禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</u></p> <p>ウ <u>被処分者であるとき。</u></p> <p>(2) 申請者が法人であり、かつ、法の規定により罰金の刑に処せられた者<u>であって</u>、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが<u>なくなった</u>日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) <u>申請者に使用させることができる市場施設がないとき。</u></p> <p>(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p>	<p>(1) 氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 商号</p> <p>(3) 法人である場合に<u>あつては</u>、資本金又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>(4) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目の部類</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 申請者が<u>禁錮(こ)以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で</u>、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが<u>なくなった</u>日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) <u>申請者が市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人である者であるとき。</u></p> <p>(6) <u>申請者が法人であつて、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者があるものであるとき。</u></p> <p>(7) <u>その許可をすることによつて仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</u></p> <p>(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p>

改正後	改正前
<p><b>第24条</b> 仲卸業者が事業（_____仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（_____仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 前条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「<b>第24条第1項</b>又は第2項の認可の申請」と読み替えるものとする。</p> <p>（仲卸しの業務の相続）</p>	<p><b>第19条</b> 仲卸業者が事業（<b>市場における</b>仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（<b>市場における</b>仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 前条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「<b>第19条第1項</b>又は第2項の認可の申請」と読み替えるものとする。</p> <p>（仲卸しの業務の相続）</p>
<p><b>第25条</b> 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の_____仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の<u>行なっていた</u>_____仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にななければならない。</p> <p>3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可が<u>あった</u>旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした<b>第23条第1項</b>の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p><b>第20条</b> 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の<b>市場における</b>仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の<u>行なっていた</u><b>市場における</b>仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にななければならない。</p> <p>3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可が<u>あつた</u>旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした<b>第18条第1項</b>の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>5 <b>第23条第4項</b>の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「<b>第25条第1項</b>の認可の申請」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。</p>	<p>5 <b>第18条第4項</b>の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「<b>第20条第1項</b>の認可の申請」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。</p>
<p>(名称変更等の届出)</p>	<p><b>第21条 削除</b> (名称変更等の届出)</p>
<p><b>第26条</b> 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</p> <p>(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。</p> <p>(3) 商号を変更したとき。</p> <p>(4) 仲卸しの業務を廃止したとき。</p> <p>(5) 法人である仲卸業者が定款、資本金若しくは出資の額又はその役員を変更したとき。</p> <p>(6) 仲卸業者若しくは業務を執行する役員が犯罪容疑のため起訴されたとき、その役職若しくは業務に関して訴訟の当事者となったとき又はこれらについての判決を受けたとき。</p> <p>(7) 前号に規定する者が破産手続開始の決定を受けたとき。</p>	<p><b>第22条</b> 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</p> <p>(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。</p> <p>(3) 商号を変更したとき。</p> <p>(4) 仲卸しの業務を廃止したとき。</p> <p>(5) 法人である仲卸業者が定款、資本金若しくは出資の額又はその役員を変更したとき。</p> <p>(6) 仲卸業者若しくは業務を執行する役員が犯罪容疑のため起訴されたとき、その役職若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき又はこれらについての判決を受けたとき。</p> <p>(7) 前号に規定する者が破産手続開始の決定を受けたとき。</p>
<p>2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(保証金の預託)</p>	<p>2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(保証金の預託)</p>
<p><b>第27条</b> 仲卸業者は、<b>第23条第1項</b>の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。</p> <p>(保証金の額)</p>	<p><b>第23条</b> 仲卸業者は、<b>第18条第1項</b>の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。</p> <p>(保証金の額)</p>
<p><b>第28条</b> 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者から徴収する月額額の別表第3第2号の施設使用料の額(次項及び<b>第39条第3項</b>において「施</p>	<p><b>第24条</b> 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者から徴収する月額額の別表第4第2号の施設使用料の額(次項及び<b>第32条第3項</b>において「施</p>

改正後	改正前
<p>設使用料月額」という。)の3倍に相当する額の範囲内において規則で定める。</p> <p>2 <b>第66条第1項</b>の規定による支払猶予の特約があるもので、市長が適当と認めたものについては、前項の保証金は、施設使用料月額に相当する額を下らない額に減額することができる。</p> <p>3 <b>第11条</b>(第3項を除く。)から<b>第13条</b>までの規定は、前2項の保証金について準用する。</p> <p>(仲卸しの業務の許可の取消し)</p>	<p>設使用料月額」という。)の3倍に相当する額の範囲内において規則で定める。</p> <p>2 <b>第62条第1項</b>の規定による支払猶予の特約があるもので、市長が適当と認めたものについては、前項の保証金は、施設使用料月額に相当する額を下らない額に減額することができる。</p> <p>3 <b>第9条</b>(第3項を除く。)から<b>第11条</b>までの規定は、前2項の保証金について準用する。</p> <p>(仲卸しの業務の許可の取消し)</p>
<p><b>第29条</b> 市長は、仲卸業者が<b>第23条第4項第1号</b>若しくは<b>第2号</b>のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに<b>第23条第1項</b>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に<b>第27条第1項</b>の保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに<b>第23条第1項</b>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。</p>	<p><b>第25条</b> 市長は、仲卸業者が<b>第18条第4項第1号</b>、<b>第2号</b>、<b>第5号</b>若しくは<b>第6号</b>のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を<b>有しなくなったと認める</b>ときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに<b>第18条第1項</b>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に<b>第23条第1項</b>の保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに<b>第18条第1項</b>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。</p>
<p>3 <b>第14条</b>第3項の規定は、前項の規定による許可の取消しについて準用する。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p><b>第30条</b> 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日</p> <p>(2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日</p>	<p>3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p><b>第26条</b> 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日</p> <p>(2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日</p>

改正後	改正前
<p>第3節 売買参加者 (売買参加者の承認)</p> <p>第31条 市場において卸売業者からせり売又は入札の方法による卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人である場合にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 商号</p> <p>(3) 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>(4) せり売又は入札の方法による卸売を受けようとする取扱品目の部類</p> <p>4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者(申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の業務を執行する役員)が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 申請者がせり売又は入札の方法による卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者が市場外に主たる事務所を有していない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が第33条又は第78条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。 (名称変更等の届出)</p> <p>第32条 前条第1項の承認を受けた者(以下「売買参加者」という。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を</p>	<p>第3節 売買参加者 (売買参加者の承認)</p> <p>第27条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行なう。</p> <p>3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 商号</p> <p>(3) 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>(4) 卸売を受けようとする取扱品目の部類</p> <p>4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(4) 申請者が第29条又は第75条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。 (名称変更等の届出)</p> <p>第28条 前条第1項の承認を受けた者(以下「売買参加者」という。以下同じ。)は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、その旨を</p>



改正後	改正前
<p>市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名又は住所（法人である場合にあつては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。</p> <p>(2) 商号を変更したとき。</p> <p>(3) 卸売業者からせり売又は入札の方法による卸売を受けることを廃止したとき。</p> <p>2 売買参加者が死亡又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>（売買参加者の承認の取消し）</p>	<p>市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。</p> <p>(2) 商号を変更したとき。</p> <p>(3) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。</p> <p>2 売買参加者が死亡又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>（売買参加者の承認の取消し）</p>
<p>第33条 市長は、売買参加者が第31条第4項第1号、第3号又は第4号に該当することとなつたとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p> <p>第4節 買出人 （買出人の登録）</p>	<p>第29条 市長は、売買参加者が第27条第4項第1号又は第3号に該当することとなつたとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p>
<p>第34条 市場において次の各号のいずれかの行為をしようとする者（生鮮食料品等に係る事業を行う者に限り、仲卸業者及び売買参加者を除く。）は、市長の登録を受けなければならない。</p> <p>(1) 卸売業者から相対取引の方法による卸売を受けること。</p> <p>(2) 仲卸業者から販売を受けること。</p> <p>2 前項の登録は、取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人である場合にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 商号 （名称変更等の届出）</p>	
<p>第35条 前条第1項の登録を受けた者（以下「買出人」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出な</p>	

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>(1) 氏名又は住所（法人である場合にあつては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。</p> <p>(2) 商号を変更したとき。</p> <p>(3) 卸売業者から<u>相対取引の方法による卸売を受けることを廃止したとき。</u></p> <p>(4) 仲卸業者から販売を受けることを廃止したとき。</p>	
<p>2 買出人が死亡又は解散したときは、当該買出人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(買出人の登録の消除)</p>	
<p>第36条 市長は、買出人が第34条第1項各号に掲げる行為のいずれも廃止したとき又は前条第2項の届出があつたときは、その登録を消除するものとする。</p>	
<p>第5節 関連事業者 (関連事業者の設置)</p>	<p>第4節 関連事業者 (関連事業者の設置)</p>
<p>第37条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人</p>	<p>第30条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）</p>
<p>その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。</p> <p>(1) 第2条に定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>(2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者</p>	<p>その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。</p> <p>(1) 第3条に定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行なう者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行なう者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>(2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者</p>
<p>2 前項の許可を受けて市場内で営業しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の許可を受けて市場内で営業しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 氏名又は名称及び住所  (2) 商号  (3) 法人である場合に<u>あっては</u>、資本金又は出資の額及び役員の氏名  (4) 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容  (許可の基準)</p>	<p>(1) 氏名又は名称及び住所  (2) 商号  (3) 法人である場合に<u>あつては</u>、資本金又は出資の額及び役員の氏名  (4) 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容  (許可の基準)</p>
<p><b>第38条</b> 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについての同条第2項の申請 _____ が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>同条第1項の許可をしてはならない。</u></p>	<p><b>第31条</b> 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて<u>同項の許可を申請をした者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>同項 _____ の許可をしてはならない。</u></p>
<p>(1) 申請者（申請者が法人である場合に<u>あっては</u>、当該申請者の業務を執行する役員）が次のいずれかに該当するとき。</p>	<p>(1) <u>破産者で復権を得ないものであるとき。</u></p>
<p>ア 破産者で復権を得ないものであるとき。</p>	
<p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に<u>処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</u></p>	<p>(2) <u>禁錮(こ)以上の刑に処せられた者又は</u>法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが<u>なくなった</u>日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p>
<p>(2) 申請者が法人であつて、かつ、_____法の規定に違反して罰金の刑に<u>処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</u></p>	<p>(3) _____<u>第33条又は第75条第4項</u>の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。</p>
<p>(3) 申請者が<u>第40条又は第78条第4項</u>の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。</p>	<p>(4) _____<u>業務</u>を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p>
<p>(4) 申請者が業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p>	<p>(4) _____<u>業務</u>を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p>
<p>2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて<u>同条第2項の許可</u>の申請をした者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと<u>認め</u>たときは、<u>同条第1項の許可をしてはならない。</u>  (保証金)</p>	<p>2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて<u>同項 _____ の許可</u>の申請をした者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと<u>認め</u>るときは、<u>同項 _____ の許可をしてはならない。</u>  (保証金)</p>
<p><b>第39条</b> 第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、<u>第37条第1項</u>の許可を受けた日から起算して1月</p>	<p><b>第32条</b> 第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、<u>第30条第1項</u>の許可を受けた日から起算して1月</p>

改正後	改正前
<p>以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。</p> <p>3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、当該関連事業者から徴収する施設使用料月額額の額の3倍に相当する額の範囲内において規則で定める。ただし、市長が<u>適当と認めたもの</u>については、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 <b>第11条</b>（第3項を除く。）から<b>第13条</b>までの規定は、第1項の保証金について準用する。 （許可の取消し等）</p> <p><b>第40条</b> 市長は、第1種関連事業の許可を受けた者が、<b>第38条第1項第1号</b>又は第2号に該当することとなったとき又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと<u>認めた</u>ときは、<b>第37条第1項</b>の許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、第2種関連事業の許可を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと<u>認めた</u>ときは、<b>第37条第1項</b>の許可を取り消すものとする。</p> <p>3 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、<b>第37条第1項</b>の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに<b>第37条第1項</b>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに<b>第37条第1項</b>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。</p> <p>4 <b>第14条第3項</b>の規定は、前項の<u>規定による許可の取消し</u>について準用する。 （関連事業の規制等）</p>	<p>以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。</p> <p>3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、当該関連事業者から徴収する施設使用料月額額の額の3倍に相当する額の範囲内において規則で定める。ただし、市長が適当と<u>認める</u>ものについては、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 <b>第9条</b>（第3項を除く。）から<b>第11条</b>までの規定は、第1項の保証金について準用する。 （許可の取消し等）</p> <p><b>第33条</b> 市長は、第1種関連事業の許可を受けた者が、<b>第31条第1項第1号</b>又は第2号に該当することと<u>なつた</u>とき又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと<u>認める</u>ときは、<b>第30条第1項</b>の許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、第2種関連事業の許可を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと<u>認める</u>ときは、<b>第30条第1項</b>の許可を取り消すものとする。</p> <p>3 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、<b>第30条第1項</b>の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに<b>第30条第1項</b>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに<b>第30条第1項</b>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。</p> <p>4 <b>第25条第3項</b>の規定は、前項の <b>許可</b>の取消しについて準用する。 （関連事業の規制等）</p>

改正後	改正前
<p><b>第41条</b> 市長は、第1種関連事業及び第2種関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると<u>認めた</u>ときは、関連事業者に対し、その業務について必要な指示等を行うことができる。</p> <p>(名称変更等の届出)</p>	<p><b>第34条</b> 市長は、第1種関連事業及び第2種関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると<u>認める</u>ときは、関連事業者に対し、その業務について必要な指示等を行うことができる。</p> <p>(名称変更等の届出)</p>
<p><b>第42条</b> 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 関連事業者の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</li> <li>(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。</li> <li>(3) 商号を変更したとき。</li> <li>(4) 関連事業者の業務を廃止したとき。</li> <li>(5) 法人である関連事業者が定款、資本金若しくは出資の額又はその役員を変更したとき。</li> <li>(6) 関連事業者若しくは業務を執行する役員が犯罪容疑のため起訴されたとき、その役職若しくは業務に関して訴訟の当事者となったとき又はこれらについての判決を受けたとき。</li> <li>(7) 前号に規定する者が破産手続開始の決定を受けたとき。</li> </ol> <p>2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法</p> <p>(売買取引の原則)</p>	<p><b>第35条</b> 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 関連事業者の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</li> <li>(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。</li> <li>(3) 商号を変更したとき。</li> <li>(4) 関連事業者の業務を廃止したとき。</li> <li>(5) 法人である関連事業者が定款、資本金若しくは出資の額又はその役員を変更したとき。</li> <li>(6) 関連事業者若しくは業務を執行する役員が犯罪容疑のため起訴されたとき、その役職若しくは業務に関して訴訟の当事者と<u>なった</u>とき又はこれらについての判決を受けたとき。</li> <li>(7) 前号に規定する者が破産手続開始の決定を受けたとき。</li> </ol> <p>2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法</p> <p>(売買取引の原則)</p>
<p><b>第43条</b> 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。</p> <p>(売買取引の方法)</p>	<p><b>第36条</b> 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。</p> <p>(売買取引の方法)</p>
<p><b>第44条</b> 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に<u>定める売買取引の方法</u>によらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法</li> </ol>	<p><b>第37条</b> 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に<u>掲げる売買取引の方法</u>によらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法</li> <li>(2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分に</li> </ol>

改正後	改正前
<p>(2) 別表第2に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引</p> <p>2 卸売業者は、前項第1号_____に掲げる物品_____については、次に掲げる場合であつて_____せり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當である_____ときは、相対取引の方法によることができる。</p> <p>(1) 災害が発生した場合</p> <p>(2) 入荷が遅延した場合</p> <p>(3) 卸売の相手方が少数である場合</p> <p>(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合</p> <p>(5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者<u>その他の買受人</u>との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合</p> <p>(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるため<u>その他やむを得ない理由により通常</u>の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合</p>	<p>ついてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引</p> <p>(3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引</p> <p>2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品 (同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。) については、次に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。</p> <p>(1) 災害が発生した場合</p> <p>(2) 入荷が遅延した場合</p> <p>(3) 卸売の相手方が少数である場合</p> <p>(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合</p> <p>(5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者_____との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合</p> <p>(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるため<u>その他やむを得ない理由により通常</u>の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合</p> <p>(7) 第42条第1項ただし書の規定によりその市場における仲卸業者及び<u>売買参加者以外の者</u>に対して卸売をする場合</p>
<p>3 卸売業者は、前項の規定により相対取引の方法による卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p>	
<p>4 卸売業者は、第1項第2号_____に掲げる物品については、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合</p> <p>(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合</p>	<p>3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合</p> <p>(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合</p> <p>4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第2条の規定により市長が指名する利害関係者(以下「指名利害関係者」という。)又</p>

改正後	改正前
<p>5 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。</p> <p><u>(売買取引の方法の公表)</u></p> <p><b>第45条</b> 市長は、前条に規定する卸売業者の売買取引の方法について、規則で定めるところにより、生鮮食料品等の品目ごとに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>(売買取引の条件の公表)</u></p> <p><b>第46条</b> 卸売業者は、次に掲げる事項を市長に届け出るとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 営業日及び営業時間</p> <p>(2) 取扱品目</p> <p>(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法</p> <p>(4) 委託手数料（卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けの委託者から收受する手数料をいう。以下同じ。）その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人が負担する費用（<b>第61条第1項第3号</b>において「委託手数料等」という。）の種類、内容及び額</p> <p>(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法</p> <p>(6) 売買取引に関して出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人に交付する奨励金その他の生鮮食料品等の卸売に係る販売代金以外の金銭（<b>第61条第1項第3号</b>において「奨励金等」という。）がある場合にあっては、その種類、内容及び額並びにその交付の基準</p>	<p><b>は盛岡市中央卸売市場運営協議会（以下この章において「協議会」という。）の意見を聴くとともに、その数値を市場内の掲示板に掲示するものとする。</b></p> <p>5 卸売業者は、<b>第1項第3号</b>に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。</p> <p><b>(相対取引の承認申請)</b></p>

改正後	改正前
<p>(売買取引の単位)</p>	<p>第38条 前条第2項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 相対取引により卸売をしようとする物品の品目、産地及び数量</p> <p>(3) せり売又は入札の方法によることが著しく不適當である理由</p> <p>(売買取引の単位)</p>
<p>第47条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、市長は、重量以外の単位を承認することができる。</p>	<p>第39条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、市長は、重量以外の単位を承認することができる。</p> <p>(卸売業者の業務の規制)</p>
	<p>第40条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）内において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 届出者の名称</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>(3) 業務を営む理由</p> <p>(4) 業務開始の予定年月日</p> <p>(5) 事業計画</p> <p>2 市長は、前項の届出があつたときは、指名利害関係者又は協議会に報告しなければならない。</p> <p>3 指名利害関係者又は協議会は、第1項の届出に係る販売について意見を述べるができる。この場合において、協議会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の届出に係る販売が卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、卸売業者に当該業務の中止その他必</p>



改正後	改正前
<p>(差別的取扱いの禁止等)</p> <p><b>第48条</b> 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者<u>その他の買受人</u>に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、その申込みが<b>第52条第1項の</b> _____ 受託契約約款によらない場合又は次に掲げる場合を除き _____，その引受けを拒んではならない。</p> <p>(1) 当該物品が衛生上有害なものである場合</p> <p>(2) 当該物品の品質が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかつた物品の品質と同程度であると市長が認めた場合</p> <p>(3) 当該物品が、卸売業者が卸売の業務のために使用する市場施設の受入能力を超えるものである場合</p> <p>(4) 当該物品に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があつた場合</p> <p>(5) 当該物品の販売の委託の申込みが<b>第46条</b>の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合</p> <p>(6) 当該物品の販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合</p> <p><b>(7) 当該物品の販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合</b></p> <p>ア 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員</p> <p>イ アに掲げる者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するもの</p> <p>ウ アに掲げる者がその事業活動を支配する者</p>	<p><b>要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。</b></p> <p>(差別的取扱いの禁止等)</p> <p><b>第41条</b> 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者 _____ に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、その申込みが<b>第47条第1項の規定により承認を受けた</b>受託契約約款によらない<b>ことその他の正当な理由がなければ</b>，その引受けを拒んではならない。</p>

改正後	改正前
<p>(卸売の相手方の制限)</p> <p><b>第49条</b> 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して<u>せり売り又は入札の方法による卸売</u>をしてはならない。</p> <p>(市場外の者に対する卸売の報告)</p> <p><b>第50条</b> 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して<u>相対取引の方法による卸売</u>をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p>(市場外にある物品の卸売の報告)</p> <p><b>第51条</b> <b>卸売業者は、市場内にある物品以外の物品の卸売をした場合は、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</b></p>	<p>(卸売の相手方の制限)</p> <p><b>第42条</b> 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であつて、市長が市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。</p> <p>ア 入荷量が著しく多い又は出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目若しくは品質が特殊であるために残品を生ずるおそれがある場合</p> <p>イ 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後、残品を生じた場合</p> <p>ウ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合</p> <p>(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する</p>

改正後	改正前
	<p>る契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、指名利害関係者又は協議会の意見を聴いた上で、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p>

改正後	改正前
	<p>(4) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>2 前項第1号の許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしようとする物品の品目、産地、数量及び出荷者並びに卸売の相手方</p> <p>(3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしなければならない理由</p> <p>3 第1項第2号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に他の卸売市場において卸売の業務を行う者と締結した卸売の業務の連携に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 連携に関する契約の相手方の卸売市場名及び卸売業者の名称</p> <p>(3) 他の卸売市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称</p> <p>(4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(5) 当該卸売による卸売の数量の上限</p> <p>(6) 実施期間</p>

改正後	改正前
	<p>(7) 入荷量が著しく減少した場合の措置</p> <p>(8) 当該卸売をしなければならない理由</p> <p>4 第1項第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(5) 当該卸売による卸売の数量の上限</p> <p>(6) 実施期間</p> <p>(7) 国内産農林水産物を利用した新商品の内容</p> <p>(8) 当該卸売をしなければならない理由</p> <p>5 第1項第4号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(4) 当該卸売による卸売の数量の上限</p> <p>(5) 実施期間</p> <p>(6) 入荷量が著しく減少した場合の措置</p> <p>(7) 当該卸売をしなければならない理由</p> <p>6 第1項第2号イ、第3号イ又は第4号イの承認を受けた卸売業者は、毎</p>

改正後	改正前
	<p>月その承認に係る品目の卸売数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。</p> <p>第43条 削除</p> <p>(市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第44条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 開設区域内において市長が指定する場所（法第39条第1号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。）にある物品の卸売をするとき。</p> <p>(2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品（卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。）の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。</p> <p>(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であつて、市長があらかじめ指名利害関係者又は協議会の意見を聴いた上で、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。</p> <p>ア 卸売市場法施行規則第26条第4号イ(1)から(3)まで及び(5)に規定する物品</p> <p>イ 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの（アに規定するものを除く。）であつて、市長が市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして規則で定めるもの</p> <p>2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書にその場所の位置、その場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載し</p>

改正後	改正前
	<p>た書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申出者の名称</p> <p>(2) その場所の所在地及びその場所にある施設の名称</p> <p>(3) その場所に置く物品の種類</p> <p>3 第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、当該指定を必要としなくなつたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、第2項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に、仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(3) 取引方法</p> <p>(4) 当該取引方法による卸売の数量の上限</p> <p>(5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項</p> <p>(6) 実施期間</p> <p>(7) 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称</p> <p>(8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法</p> <p>(9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由</p> <p>6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。</p> <p>(1) 当該取引に参加する機会が、市場の仲卸業者及び売買参加者に与え</p>

改正後	改正前
<p>(受託契約約款)</p> <p><b>第52条</b> 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とす</p>	<p>られること。</p> <p>(2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるものが提供されることが確実であること。</p> <p>(3) 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。</p> <p>(4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。</p> <p>(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。 (卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)</p> <p><b>第45条</b> 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場において、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。 (卸売業者の買受物品等の制限)</p> <p><b>第45条の2</b> 卸売業者は、市場において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。 (委託手数料以外の報償の収受の禁止)</p> <p><b>第46条</b> 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第59条第1項に規定する委託手数料以外の報償を受けなければならない。 (受託契約約款)</p> <p><b>第47条</b> 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない。</p>



改正後	改正前
る。	
2 前項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。	2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、法第15条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定めるところにより当該受託契約約款を添えて、承認申請書を市長に提出しなければならない。
<p>(1) 受託物品の引渡し及び受領に関する事項</p> <p>(2) 受託物品の保管に関する事項</p> <p>(3) 受託物品の手入れ等に関する事項</p> <p>(4) 受信場所に関する事項</p> <p>(5) 送り状又は発送案内に関する事項</p> <p>(6) 受託物品の上場に関する事項</p> <p>(7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項</p> <p>(8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項</p> <p>(9) _____委託手数料に関する事項</p> <p>(10) 委託者の負担すべき費用に関する事項</p> <p>(11) 仕切りに関する事項</p> <p>(12) _____第84条第1項の規定による場合に関する事項</p> <p>(13) 市場の開場の期日に関する _____ 事項</p> <p>(14) 災害その他のやむを得ない事由により、前各号に掲げる事項を満たす受託契約の履行が困難な場合に関する事項</p> <p>(受託契約約款の掲示)</p>	<p>3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 受託物品の引渡し及び受領に関する事項</p> <p>(2) 受託物品の保管に関する事項</p> <p>(3) 受託物品の手入れ等に関する事項</p> <p>(4) 受信場所に関する事項</p> <p>(5) 送り状又は発送案内に関する事項</p> <p>(6) 受託物品の上場に関する事項</p> <p>(7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項</p> <p>(8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項</p> <p>(9) 第59条第1項に規定する委託手数料に関する事項</p> <p>(10) 委託者の負担すべき費用に関する事項</p> <p>(11) 仕切りに関する事項</p> <p>(12) 第42条第1項ただし書又は第77条第1項の規定による場合に関する事項</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか重要な事項</p> <p>4 前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(受託契約約款の掲示)</p>
第53条 卸売業者は、前条第1項の _____ 受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。	第47条の2 卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。
第54条 卸売業者は、受託物品（ _____ ）卸売をす	第48条 卸売業者は、受託物品（第44条第1項第3号の規定により卸売をす

改正後	改正前
<p>る物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品（以下この条において「市場外引渡物品 _____」という。）を除く。）の受領に当たっては、検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が<u>立ち会っていて</u>その了承を得られたときは、この限りでない。</p>	<p>る物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品（以下この条において「<u>電子商取引に係る受託物品</u>」という。）を除く。）の受領に<u>当たっては</u>、検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が<u>立ち会っていて</u>その了承を得られたときは、この限りでない。</p>
<p>2 市場外引渡物品 _____ の受領に<u>当たっては</u>、卸売業者又は委託者から当該市場外引渡物品 _____ の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該市場外引渡物品 _____ の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該<u>市場外引渡物品</u> _____ の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。</p>	<p>2 <u>電子商取引に係る受託物品</u>の受領に<u>当たっては</u>、卸売業者又は委託者から当該<u>電子商取引に係る受託物品</u>の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該<u>電子商取引に係る受託物品</u>の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該<u>電子商取引に係る受託物品</u>の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。</p>
<p>3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。 (販売原票の作成等)</p>	<p>3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。 (販売原票の作成等)</p>
<p><u>第55条</u> 卸売業者は、取扱物品を卸売したときは、規則で定めるところにより、販売原票を作成しなければならない。 (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p>	<p><u>第49条</u> 卸売業者は、取扱物品を卸売したときは、規則で定めるところにより、販売原票を作成しなければならない。 (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p>
<p><u>第56条</u> 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者<u>その他の買受人</u>が明らかになるよう措置しなければならない。</p>	<p><u>第50条</u> 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者 _____ が明らかになるよう措置しなければならない。</p>
<p>2 仲卸業者及び売買参加者<u>その他の買受人</u>は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。</p>	<p>2 仲卸業者及び売買参加者 _____ は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。 (<u>仲卸業者の業務の規制</u>) <u>第51条</u> 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に</p>

改正後	改正前
	<p>属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。</p> <p>2 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であつて市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けていること。</p> <p>(2) 市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買う場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、指名利害関係者又は協議会の意見を聴いた上で、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>(3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。</p>

改正後	改正前
	<p>イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>(4) 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（1年未満のものに限る。）及び市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>3 前項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称</p> <p>(2) 買入れて販売しようとする物品の品目、数量及び買入れの相手方</p> <p>(3) 卸売業者から買入れることが困難な事情</p> <p>4 市長が第2項第1号の許可をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、卸売業者から買入れることが困難な事情等につき調査してするものとする。</p> <p>5 第2項第1号の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る物品の全部を販売したときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>6 第2項第2号イ、第3号イ又は第4号イの契約に基づき買入れを行つた仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた品目の販売の数量及び金額を翌月20日までに市長に届け出なければならない。</p> <p>7 第2項第3号イの規定による承認を受けようとする仲卸業者は、規則で</p>

改正後	改正前
	<p>定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称  (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所  (3) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所  (4) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目  (5) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限  (6) 実施期間  (7) 新たな国内産農林水産物の供給による需要の開拓の内容  (8) 当該買入れをしなければならない理由</p> <p>8 第2項第4号イの規定による承認を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等と締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称  (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所  (3) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目  (4) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限  (5) 実施期間  (6) 市場における入荷量が著しく減少した場合の措置  (7) 当該買入れをしなければならない理由</p> <p>第52条 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あら</p>

改正後	改正前
	<p>かじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 届出者の氏名又は名称</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>(3) 業務を営む理由</p> <p>(4) 業務開始の予定年月日</p> <p>(5) 事業計画</p> <p>2 市長は、前項の届出があつたときは、指名利害関係者又は協議会に報告しなければならない。</p> <p>3 指名利害関係者又は協議会は、第1項の届出に係る販売について意見を述べるができる。この場合において、協議会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の届出があつた場合において、当該届出に係る販売が、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、仲卸業者に当該業務の中止その他必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>
<p>(販売の委託の引受けの禁止)</p>	
<p>第57条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。</p>	
<p>(買入れ販売の報告)</p>	
<p>第58条 仲卸業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買入れて販売したときは、規則に定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p>	
<p>(売買取引の制限)</p>	<p>(売買取引の制限)</p>
<p>第59条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。</p> <p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。</p>	<p>第53条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。</p> <p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 買受代金の支払いを怠ったとき。</p> <p>(衛生上有害な物品の売買禁止等)</p>	<p>(2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 買受代金の支払いを怠ったとき。</p> <p>(衛生上有害な物品の売買禁止等)</p>
<p><b>第60条</b> 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。</p> <p>2 衛生上有害な物品は、市場内において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>3 市長は、前項に該当する物品があると認めるときは、その物品の売買を差し止め、又は市場外へ撤去を命ずることができる。</p>	<p><b>第54条</b> 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。</p> <p>2 衛生上有害な物品は、市場内において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>3 市長は、前項に該当する物品があると認めるときは、その物品の売買を差し止め、又は市場外へ撤去を命ずることができる。</p>
	<p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p><b>第55条</b> 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(3) 第42条第1項第1号ア及びウ並びに第2号から第4号までの規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる</p>

改正後	改正前
	<p>物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（当該卸売をした物品のうち飲食料品（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品をいう。以下同じ。）であるものに係るせり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加えた金額及び当該卸売をした物品のうち飲食料品以外のものに係るせり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加えた金額を合計した金額をいう。）を市長に報告しなければならない。</p> <p>（卸売業者による卸売予定数量等の公表）</p> <p>第56条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに販売開始時刻の1時間前までに、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項第1号ア及びウ並びに第2号から第4号までの規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当</p>



改正後	改正前
<p>(売買取引の結果等の報告及び公表)</p> <p><b>第61条</b> 卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、規則で定める時まで、市長に報告するとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。</p> <p>(1) その日(午前零時から午後12時までの期間をいう。次号及び第57条において同じ。)の主要な品目の卸売予定数量及びその主要な産地</p>	<p>日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品(第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をした物品(次号及び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品 (市長による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第57条 市長は、卸売業者から第55条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の掲示板に掲示するものとする。</p> <p>2 市長は、卸売業者から第55条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、売買取引の方法ごとに、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(2) その日の主要な品目の卸売の数量並びに高値（最も高い価格をいう。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。）に区分した価格（次条第2号において「区分価格」という。）</p> <p>(3) その月の前月の委託手数料等（<b>第46条</b>の規定により売買取引の条件を公表したものに限る。）の種類ごとの受領額及び奨励金等（同条の規定により売買取引の条件として公表したものに限る。以下この号において同じ。）がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額</p>	
<p>2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の市長への報告及び公表は、次に掲げる卸売ごとに行わなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法による卸売（第3号に掲げるものを除く。）</p> <p>(2) 相対による取引の方法による卸売（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 市場内にある物品以外の物品の卸売 （市長による売買取引の結果等の公表）</p>	
<p><b>第62条</b> 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を、それぞれ規則で定める時まで、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>	
<p>(1) その日の主要な品目の卸売予定数量及びその主要な産地並びにその日の前日における当該品目の卸売の数量及び価格</p> <p>(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び売買取引の方法ごとの区分価格 （仕切り及び送金）</p>	<p>（仕切り及び送金）</p>
<p><b>第63条</b> 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の</p>	<p><b>第58条</b> 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の</p>

改正後	改正前
<p>品目、等級、数量及び価格、当該卸売をした物品のうち飲食料品であるものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額並びに当該卸売をした物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により <b>第67条ただし書</b>の規定による卸売代金の変更をしたときは、当該変更に係る物品の品目、等級、数量及び価格、当該変更に係る物品のうち飲食料品であるものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額並びに当該変更に係る物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額)、控除すべき _____ 委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項に規定する事項を正確に記載しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による売買仕切金の送付は、現金又は金融機関を通じて行</p>	<p>品目、等級、数量及び価格、当該卸売をした物品のうち飲食料品であるものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額並びに当該卸売をした物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により <b>第63条ただし書</b>の規定による卸売代金の変更をしたときは、当該変更に係る物品の品目、等級、数量及び価格、当該変更に係る物品のうち飲食料品であるものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額並びに当該変更に係る物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額)、控除すべき <b>第59条第1項に規定する</b>委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項に規定する事項を正確に記載しなければならない。</p>
<p><u>う方法その他の安全かつ確実な方法により行わなければならない。</u></p> <p>(仕切り及び送金に関する特約)</p> <p><b>第64条</b> 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 特約の内容</p> <p>(3) 支払方法</p> <p>2 卸売業者は、前項の書面について市長が求めた場合は、速やかに提出し</p>	<p>(仕切り及び送金に関する特約)</p> <p><b>第58条の2</b> 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 特約の内容</p> <p>(3) 支払方法</p> <p>2 卸売業者は、前項の書面について市長が求めた場合は、速やかに提出し</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。  <u>(出荷者への代金の支払い)</u>  <b>第65条</b> 卸売業者は、卸売のために出荷者から生鮮食料品等を買受けたときは、当該出荷者と取り決めた期日までに、現金又は金融機関を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法によりその代金を支払わなければならない。</p>	<p>なければならない。</p>
<p><b>2</b> 前項の規定は、仲卸業者が販売のために出荷者から生鮮食料品等を買受けたときについて準用する。</p>	<p>(委託手数料の率等)  <b>第59条</b> 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料(卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額に当該料率を乗じて得た額の100分の10に相当する額を加えた額とする。)に係る率を定めようとするときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとするときも、同様とする。  <b>2</b> 前項に規定する委託手数料の率の対象その他必要な事項は、規則で定める。  <b>3</b> 市長は、第1項の規定による届出を行う卸売業者から同項に規定する委託手数料の率が経営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。  <b>4</b> 卸売業者は、第1項に規定する委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等の方法により、委託者に周知しなければならない。  <b>5</b> 市長は、第1項に規定する委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じること、公正かつ適正な取引が損なわれること、卸売業者の財務の健全性が損なわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に同項に規定する委託手数料の率その他の事項に関し必要な改善措置を採</p>

改正後	改正前
	<p>るべき旨を命ずることができる。</p> <p>第60条 削除</p> <p>(出荷奨励金の交付)</p> <p>第61条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 届出者の名称</p> <p>(2) 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 当該出荷奨励の対象となる物品の品目</p> <p>(4) 当該出荷奨励の対象となる期間</p> <p>(5) 出荷奨励金を交付する基準</p> <p>(6) 出荷奨励金を交付する理由</p> <p>2 市長は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、出荷奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>
<p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第66条 卸売業者から物品を買い受けた者は、<u>                    </u>当該物品の引渡しを受けると同時（卸売業者があらかじめ<u>その者</u>と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに、当該物品の代金（買い受けた額に当該買い受けた額の100分の8（当該物品が飲食料品以外のものである場合にあつては、100分の10）に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の規定による代金の支払は、現金又は金融機関若しくは関連事業者のうち規則で定める者を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法により行わなければならない。</p>	<p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第62条 <u>仲卸業者及び売買参加者</u>は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時（卸売業者があらかじめ<u>仲卸業者又は売買参加者</u>と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに、<u>買い受けた</u>物品の代金（買い受けた額に当該買い受けた額の100分の8（当該物品が飲食料品以外のものである場合にあつては、100分の10）に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。</p> <p>2 <u>仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。</p> <p>(1) 卸売業者の名称 (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 (3) 特約の内容 (4) 支払方法</p>	<p>3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。</p> <p>(1) 卸売業者の名称 (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 (3) 特約の内容 (4) 支払方法</p>
<p>4 前3項の規定は、仲卸業者から物品を買い受けた場合について準用する。</p> <p>(卸売代金の変更の禁止)</p> <p><b>第67条</b> 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。</p>	<p>4 市長は、第73条第1項の規定に基づく報告、提出又は検査の結果、前項の書面の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。 (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。</p> <p>(卸売代金の変更の禁止)</p> <p><b>第63条</b> 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。</p> <p>(完納奨励金の交付)</p> <p><b>第64条</b> 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 届出者の名称 (2) 完納奨励金を交付しようとする当該仲卸業者若しくは売買参加者の氏名又は名称及び住所</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 市場施設の使用 (施設の使用指定)</p> <p>第68条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設_____の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。</p> <p>2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。</p> <p>3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使</p>	<p>(3) 完納奨励金を交付する基準 (4) 完納奨励金を交付する理由</p> <p>2 市長は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、完納奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 卸売の業務に関する品質管理 (物品の品質管理の方法)</p> <p>第64条の2 市長は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めなければならない。</p> <p>(1) 施設の取扱品目 (2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項 (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項 (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 市場施設の使用 (施設の使用指定)</p> <p>第65条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設(市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。)の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。</p> <p>2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。</p> <p>3 前項の許可を受けた者が、許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使</p>

改正後	改正前
<p>用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。</p>	<p>用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。</p>
<p>4 <b>第39条第3項</b>の規定は、前項の保証金について準用する。 (用途変更、転貸等の禁止)</p>	<p>4 <b>第32条第3項</b>の規定は、前項の保証金について準用する。 (用途変更、転貸等の禁止)</p>
<p><b>第69条</b> 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。 (原状変更の禁止)</p>	<p><b>第66条</b> 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。 (原状変更の禁止)</p>
<p><b>第70条</b> 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。</p>	<p><b>第67条</b> 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。</p>
<p>2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し、返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。 (返還)</p>	<p>2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し、返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。 (返還)</p>
<p><b>第71条</b> 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。 (指定又は許可の取消しその他の規制)</p>	<p><b>第68条</b> 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。 (指定又は許可の取消しその他の規制)</p>
<p><b>第72条</b> 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。 (補修命令)</p>	<p><b>第69条</b> 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。 (補修命令)</p>
<p><b>第73条</b> 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対して、その補償を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。</p>	<p><b>第70条</b> 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対して、その補償を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。</p>



改正後	改正前
<p>(使用料等)</p> <p><b>第74条</b> 市場の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第3に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額の範囲内において規則で定める。</p> <p>2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用は、当該使用者の負担とする。</p> <p>3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 市場施設を本来の用途以外の用途に使用するとき、市長は、別に使用料を定めることができる。</p> <p>5 月割による使用料については、使用期間が1月に満たないときは、日割計算による。</p>	<p>(使用料等)</p> <p><b>第71条</b> 市場の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額の範囲内において規則で定める。</p> <p>2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用は、当該使用者の負担とする。</p> <p>3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 市場施設を本来の用途以外の用途に使用するとき、市長は、別に使用料を定めることができる。</p> <p>5 月割による使用料については、使用期間が1月に満たないときは、日割計算による。</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p><b>第75条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、3日以上に渡って市場の施設を使用することができないとき。</p> <p>(2) <b>第72条</b>の規定による使用停止の期間が引き続き3日以上に渡ったとき。</p> <p>(3) 使用者が国又は公共団体であるとき、又は特別の理由があると市長が認めたとき。</p> <p>第5章 監督</p> <p>(報告及び検査)</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p><b>第72条</b> 市長は、次の各号の一に該当する場合には、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、3日以上にわたって市場の施設を使用することができないとき。</p> <p>(2) <b>第69条</b>の規定による使用停止の期間が引き続き3日以上にわたったとき。</p> <p>(3) 使用者が国又は公共団体であるとき、又は特別の理由があると市長が認めるとき。</p> <p>第6章 監督</p> <p>(報告及び検査)</p>
<p><b>第76条</b> 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に取引参加者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査</p>	<p><b>第73条</b> 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査</p>



改正後	改正前
<p>(監督処分)</p> <p><b>第78条</b> 市長は、卸売業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、<b>第6条第1項</b>の許可を取消し又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、仲卸業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、<b>第23条第1項</b>の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>3 市長は、売買参加者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、<b>第31条第1項</b>の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。</p> <p><b>4</b> 市長は、関連事業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、<b>第37条第1項</b>の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p><b>5</b> 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) せり人がせり売に関して委託者若しくは仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の</p>	<p>(監督処分)</p> <p><b>第75条</b> 市長は、卸売業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、<b>第6条第1項</b>の許可を取消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、仲卸業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、<b>第18条第1項</b>の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>3 市長は、売買参加者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、<b>第27条第1項</b>の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。</p> <p><b>4</b> 市長は、関連事業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、<b>第30条第1項</b>の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p><b>5</b> 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) せり人がせり売に関して委託者若しくは仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の</p>

改正後	改正前
<p>不正行為をさせたとき。</p> <p>(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があつたと認めるとき。</p> <p>6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、その業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。</p> <p>7 第14条第3項の規定は、前各項の規定による取消しの処分について準用する。</p> <p>第6章 市場運営協議会 (設置)</p> <p>第79条 市場における業務の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市場の運営に関すること。</p> <p>(2) 市場の整備に関すること。</p> <p>(3) 法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる事項、第3条第1項に規定する開場の期日、第4条第1項に規定する開場の時間</p> <hr/> <p>に關</p> <hr/> <p>すること。</p> <p>(4) 市場における公正かつ効率的な取引の確保に関すること。</p>	<p>不正行為をさせたとき。</p> <p>(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があつたと認めるとき。</p> <p>6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、その業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。</p> <p>7 第25条第3項の規定は、前各項の 取消しの処分について準用する。</p> <p>第7章 市場運営協議会 (設置)</p> <p>第76条 市場における業務の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市場の運営に関すること。</p> <p>(2) 市場の整備に関すること。</p> <p>(3) 法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項、第37条第1項第2号の規則で定める割合、第40条第1項の規定による販売、第42条第1項第2号の規定による卸売、第44条第1項第3号の規定による卸売、第51条第2項第2号の規定による販売及び第52条第1項による販売に関すること。</p> <p>(4) 市場における公正かつ効率的な取引の確保に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>3 協議会は、委員20人以内を<u>もって</u>組織する。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 卸売業者</p> <p>(2) 仲卸業者</p> <p>(3) 取引関係者</p> <p>(4) 知識経験を有する者</p> <p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。</p> <p>7 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(委員会)</p>	<p>3 協議会は、委員20人以内を<u>もって</u>組織する。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 卸売業者</p> <p>(2) 仲卸業者</p> <p>(3) <u>売買参加者その他の利害関係者</u></p> <p>(4) 知識経験を有する者</p> <p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。</p> <p>7 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(委員会)</p>
<p><b>第80条</b> 協議会に青果部取引委員会及び水産物部取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、<u>前条第2項第1号、第3号及び第4号</u>に規定する協議会の所掌事務（青果部取引委員会に<u>あつては</u>青果部に、水産物部取引委員会に<u>あつては</u>水産物部に係るものに限る。）について調査審議する。</p> <p>3 各委員会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから市長が指名する。</p> <p>4 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員会に属する委員の互選とする。</p> <p>5 委員長は、委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。</p> <p>6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>	<p><b>第76条の2</b> 協議会に青果部取引委員会及び水産物部取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、<u>第76条第2項 第3号</u>及び第4号に規定する協議会の所掌事務（青果部取引委員会に<u>あつては</u>青果部に、水産物部取引委員会に<u>あつては</u>水産物部に係るものに限る。）について調査審議する。</p> <p>3 各委員会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから市長が指名する。</p> <p>4 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員会に属する委員の互選とする。</p> <p>5 委員長は、委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。</p> <p>6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>
<p><b>第81条</b> 協議会は、市長が招集する。</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の</p>	<p><b>第76条の3</b> 協議会は、市長が招集する。</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の</p>

改正後	改正前
<p>決するところによる。</p> <p>4 前3項の規定は、委員会の会議について準用する。</p> <p>5 市長は、委員から審議すべき事項を示して委員会の開催の請求があり、委員長がその必要があると認めるときは、速やかに委員会を招集するものとする。</p> <p>6 協議会は、その定めるところにより、前条第2項の規定により委員会が調査審議する事項について、委員会の議決を<u>もって</u>協議会の議決とすることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第82条</b> 協議会の庶務は、市場において処理する。</p> <p>(会長への委任)</p> <p><b>第83条</b> この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に<u>諮って</u>定める。</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(卸売業務の代行)</p> <p><b>第84条</b> 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行う<u>ことができなくなった</u>場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みが<u>あった</u>物品について他の卸売業者にその卸売の業務を<u>行わせる</u>ものとする。</p> <p>2 市長は、前項の卸売の業務を<u>行わせる</u>卸売業者がいなか、又は他の卸売業者に<u>行わせる</u>ことが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいな場合又は不明な場合について準用する。</p> <p>(無許可営業の禁止)</p> <p><b>第85条</b> 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う<u>場合並びに</u>市長が必要と認めるときが営業行為を行う<u>場合を除く</u></p>	<p>決するところによる。</p> <p>4 前3項の規定は、委員会の会議について準用する。</p> <p>5 市長は、委員から審議すべき事項を示して委員会の開催の請求があり、委員長がその必要があると認めるときは、速やかに委員会を招集するものとする。</p> <p>6 協議会は、その定めるところにより、前条第2項の規定により委員会が調査審議する事項について、委員会の議決を<u>もって</u>協議会の議決とすることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第76条の4</b> 協議会の庶務は、市場において処理する。</p> <p>(会長への委任)</p> <p><b>第76条の5</b> この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に<u>諮って</u>定める。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>(卸売業務の代行)</p> <p><b>第77条</b> 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を<u>行なう</u>ことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みが<u>あつた</u>物品について他の卸売業者にその卸売の業務を<u>行なわせる</u>ものとする。</p> <p>2 市長は、前項の卸売の業務を<u>行なわせる</u>卸売業者がいな場合、又は他の卸売業者に<u>行なわせる</u>ことが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を<u>行なう</u>ものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいな場合又は不明な場合について準用する。</p> <p>(無許可営業の禁止)</p> <p><b>第78条</b> 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を<u>行なう</u>場合並びに市長が必要と認めるときが営業行為を<u>行なう</u>場合を除く</p>

改正後	改正前
<p>ほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。</p> <p>(市場への出入等に対する指示)</p>	<p>ほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。</p> <p>(市場への出入等に対する指示)</p>
<p><b>第86条</b> 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。</p> <p>(市場秩序の保持等)</p>	<p><b>第79条</b> 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。</p> <p>(市場秩序の保持等)</p>
<p><b>第87条</b> 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行って はならない。</p> <p>2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。</p> <p>(許可等の制限又は条件)</p>	<p><b>第80条</b> 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行なつて はならない。</p> <p>2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認める ときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。</p> <p>(許可等の制限又は条件)</p>
<p><b>第88条</b> この業務規程の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。</p> <p>2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p>	<p><b>第81条</b> この業務規程の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。</p> <p>2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p>
<p><b>第89条</b> 市長は、この業務規程の規定による申請等（申請、届出その他のこの業務規程の規定に基づき市長に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち書面により行うこととしているものについては、規則で定めるところにより、市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p>	<p><b>第82条</b> 市長は、この業務規程の規定による申請等（申請、届出その他のこの業務規程の規定に基づき市長に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち書面により行うこととしているものについては、規則で定めるところにより、市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定に基づき行われた申請等については、当該申請等を書面により行うものとして規定した申請等に関するこの業務規程に規定する書面により行われたものとみなして、当該申請等に関する規定を適用する。</p> <p>3 第1項の規定に基づき行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第90条</b> この業務規程の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 この業務規程は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>第2条 盛岡市中央卸売市場業務規程（昭和43年条例第33号。以下「旧業務規程」という。）は、廃止する。</p> <p>第3条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第35条第1項の許可を受けて仲買人となっている者は、<b>第23条第1項</b>の許可を受けた仲卸業者とみなす。</p> <p>第4条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第42条第1項の許可を受けて売買参加人となっている者は、<b>第31条第1項</b>の承認を受けた売買参加者とみなす。</p> <p>第5条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第46条第1項の許可を受けて付属営業人ととなっている者は、<b>第37条第1項</b>の許可を受けた関連事業者とみなす。</p> <p>第6条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第51条第1項又は第2項の規定による市場施設の使用の指定又は許可を受けている者は、<b>第68条第1項</b>の指定又は同条第2項の許可を受けた者とみなす。</p> <p>第7条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第32条の承認を受けているせり人は、この業務規程の施行の日から起算して3月を経過する日（その日までに<b>第18条第1項</b>の登録又は登録の拒否の処分があった者についてはその日）までの間は、<b>同項</b>の登録を受けたせり人とみなす。</p>	<p>2 前項の規定に基づき行われた申請等については、当該申請等を書面により行うものとして規定した申請等に関するこの業務規程に規定する書面により行われたものとみなして、当該申請等に関する規定を適用する。</p> <p>3 第1項の規定に基づき行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第83条</b> この業務規程の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 この業務規程は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>第2条 盛岡市中央卸売市場業務規程（昭和43年条例第33号。以下「旧業務規程」という。）は、廃止する。</p> <p>第3条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第35条第1項の許可を受けて仲買人と<b>なっている</b>者は、<b>第18条第1項</b>の許可を受けた仲卸業者とみなす。</p> <p>第4条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第42条第1項の許可を受けて売買参加人と<b>なっている</b>者は、<b>第27条第1項</b>の承認を受けた売買参加者とみなす。</p> <p>第5条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第46条第1項の許可を受けて<b>付属営業人となっている</b>者は、<b>第30条第1項</b>の許可を受けた<b>付属営業人</b>とみなす。</p> <p>第6条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第51条第1項又は第2項の規定による市場施設の使用の指定又は許可を受けている者は、<b>第65条第1項</b>の指定又は同条第2項の許可を受けた者とみなす。</p> <p>第7条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第32条の承認を受けているせり人は、この業務規程の施行の日から起算して3月を経過する日（その日までに<b>第12条第1項</b>の登録又は登録の拒否の処分があった者についてはその日）までの間は、<b>第12条第1項</b>の登録を受けたせり人とみなす。</p>



改正後	改正前
<p>2 前項の規定により第18条第1項の登録を受けたせり人とみなされた者については、第22条の規定は、適用しない。</p>	<p>2 前項の規定により第12条第1項の登録を受けたせり人とみなされた者については、第16条の規定は、適用しない。</p>
<p>第8条 附則第3条から前条までに規定するものを除くほか、この業務規程の施行前に旧業務規程又は旧業務規程に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、この業務規程又はこの業務規程に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。</p>	<p>第8条 附則第3条から前条までに規定するものを除くほか、この業務規程の施行前に旧業務規程又は旧業務規程に基づく規則によつてした処分、手続その他の行為は、この業務規程又はこの業務規程に基づく規則の相当規定によつてしたものとみなす。</p>
<p>第9条 この業務規程の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>第9条 この業務規程の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>第10条 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間、別表第3第2号の表の規定の適用については、同表中「318円」とあるのは「220円」と、「529円」とあるのは「370円」と、「1,187円」とあるのは「830円」と、「991円」とあるのは「690円」と、「2,032円」とあるのは「1,420円」と、「2,082円」とあるのは「1,455円」と、「1,549円」とあるのは「1,080円」と、「1,095円」とあるのは「765円」と、「1,622円」とあるのは「1,135円」と、「1,054円」とあるのは「735円」と、「1,010円」とあるのは「705円」と、「1,299円」とあるのは「905円」と、「1,269円」とあるのは「885円」と、「1,562円」とあるのは「1,090円」と、「1,380円」とあるのは「965円」と、「1,555円」とあるのは「1,085円」と、「950円」とあるのは「665円」と、「900円」とあるのは「630円」と、「133円」とあるのは「100円」と、「100円」とあるのは「70円」とする。</p>	<p>第10条 平成20年4月1日から平成34年3月31日までの間、別表第4第2号の表の規定の適用については、同表中「318円」とあるのは「220円」と、「529円」とあるのは「370円」と、「1,187円」とあるのは「830円」と、「991円」とあるのは「690円」と、「2,032円」とあるのは「1,420円」と、「2,082円」とあるのは「1,455円」と、「1,549円」とあるのは「1,080円」と、「1,095円」とあるのは「765円」と、「1,622円」とあるのは「1,135円」と、「1,054円」とあるのは「735円」と、「1,010円」とあるのは「705円」と、「1,299円」とあるのは「905円」と、「1,269円」とあるのは「885円」と、「1,562円」とあるのは「1,090円」と、「1,380円」とあるのは「965円」と、「1,555円」とあるのは「1,085円」と、「950円」とあるのは「665円」と、「900円」とあるのは「630円」と、「133円」とあるのは「100円」と、「100円」とあるのは「70円」とする。</p>
<p>附 則 略 附 則 (令和2年条例第 号)</p>	<p>附 則 略</p>
<p>1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。</p>	
<p>2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて盛岡市中央卸売市場において改正後の盛岡市中央卸売市場業務規程第6条第1項に規定する卸売の業務を行う者は、同項の許可を受けた者とみなす。</p>	

改正後	改正前								
<p>3 改正後の盛岡市中央卸売市場業務規程第34条第3項による申請は、この  <u>条例の施行の日前にも行うことができる。</u></p>									
<p>別表第1 (第44条関係)</p> <p>(1) 次に掲げる物品のうち、岩手県産の個撰(せん)品のもの(規則で定めるものを除く。)</p> <p>ア だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、はくさい、キャベツ、ほうれん草、ねぎ、にら、セルリー、ブロッコリー、レタス、新野菜、きゅうり、かぼちや、なす、トマト(ミニトマトを含む。)、ピーマン、とうもろこし、ばれいしよ、さといも、ながいも、たまねぎ、しょうが、生しいたけ、なめこ及びしめじ</p> <p>イ りんご、なし、かき、おうとうなどの木の実類、ぶどう、いちご、メロン及びスイカ</p> <p>(2) かつお、いか、あじ、たら、さけ・ます、いわし、さば、ぶり、すずき、まぐろ(大物を除く。)、めぬけ、そい、かれい、たい、ひらめ及びその他の鮮魚類で規則で定めるもの(養殖物、活魚又は解凍魚を除く。)</p>	<p>別表第1 (第37条関係)</p> <p>(1) 次に掲げる物品のうち、岩手県産の個撰(せん)品のもの(規則で定めるものを除く。)</p> <p>ア だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、はくさい、キャベツ、ほうれん草、ねぎ、にら、セルリー、ブロッコリー、レタス、新野菜、きゅうり、かぼちや、なす、トマト(ミニトマトを含む。)、ピーマン、とうもろこし、ばれいしよ、さといも、ながいも、たまねぎ、しょうが、生しいたけ、なめこ及びしめじ</p> <p>イ りんご、なし、かき、おうとうなどの木の実類、ぶどう、いちご、メロン及びスイカ</p> <p>(2) かつお、いか、あじ、たら、さけ・ます、いわし、さば、ぶり、すずき、まぐろ(大物を除く。)、めぬけ、そい、かれい、たい、ひらめ及びその他の鮮魚類で規則で定めるもの(養殖物、活魚又は解凍魚を除く。)</p>								
<p>別表第2 (第44条関係)</p>	<p>別表第2 (第37条関係)</p> <p><u>規則で定める物品</u></p>								
<p>(1) ピース、かんしよ、くわい、ゆりね、ぼうふう、はなまるきゅうり、わけぎ、えのきたけ、まいたけ、エリンギタケ、かんきつ類、バナナなどの熱帯・亜熱帯性果実、冷凍果実、野菜及び果実の加工品並びに別表第1第1号_____に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) 水産物のうち別表第1第2号_____に掲げるもの以外のもの</p>	<p>別表第3 (第37条関係)</p> <p>(1) ピース、かんしよ、くわい、ゆりね、ぼうふう、はなまるきゅうり、わけぎ、えのきたけ、まいたけ、エリンギタケ、かんきつ類、バナナなどの熱帯・亜熱帯性果実、冷凍果実、野菜及び果実の加工品並びに別表第1第1号<u>及び別表第2</u>に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) 水産物のうち別表第1第2号<u>及び別表第2</u>に掲げるもの以外のもの</p>								
<p>別表第3 (第74条関係)</p>	<p>別表第4 (第71条関係)</p>								
<p>(1) 市場使用料</p> <table border="1" data-bbox="174 1342 1066 1431"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者市場使用</td> <td>卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じ</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	卸売業者市場使用	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じ	<p>(1) 市場使用料</p> <table border="1" data-bbox="1173 1342 2065 1431"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者市場使用</td> <td>卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じ</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	卸売業者市場使用	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じ
種別	金額								
卸売業者市場使用	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じ								
種別	金額								
卸売業者市場使用	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じ								

改正後		改正前	
料	て得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額	料	て得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額
仲卸業者市場使用料	第52条の規定による報告に係る販売の金額	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第51条第2項の規定により許可又は承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額
	(消費税額及び地方消費税額を除く。)の1,000分の4に相当する額		(消費税額及び地方消費税額を除く。)の1,000分の4に相当する額

(2) 施設使用料

施設名	種別	金額	
中央棟	卸売業者卸売場使用料	青果部	1平方メートルにつき 月額 318円
		水産物部	〃 〃 529円
	倉庫使用料	青果部	〃 〃 1,187円
		水産物部	〃 〃 991円
	冷蔵庫使用料	青果部	〃 〃 2,032円
		水産物部	〃 〃 2,082円
	業者事務所使用料	〃	〃 1,549円
	仲卸業者売場使用料	青果部	〃 〃 1,095円
		水産物部	〃 〃 1,622円
	加工施設使用料	〃	〃 1,054円

(2) 施設使用料

施設名	種別	金額	
中央棟	卸売業者卸売場使用料	青果部	1平方メートルにつき 月額 318円
		水産物部	〃 〃 529円
	倉庫使用料	青果部	〃 〃 1,187円
		水産物部	〃 〃 991円
	冷蔵庫使用料	青果部	〃 〃 2,032円
		水産物部	〃 〃 2,082円
	業者事務所使用料	〃	〃 1,549円
	仲卸業者売場使用料	青果部	〃 〃 1,095円
		水産物部	〃 〃 1,622円
	加工施設使用料	〃	〃 1,054円

改正後					改正前				
	買荷保管積込所使用料	青果部	〃	1,010円	買荷保管積込所使用料	青果部	〃	1,010円	
			〃				〃		
		水産物部	〃	1,299円		水産物部	〃	1,299円	
			〃				〃		
	関連事業者売場使用料		〃	1,269円	関連事業者売場使用料		〃	1,269円	
	福利厚生施設使用料		〃	1,562円	福利厚生施設使用料		〃	1,562円	
	青果仲卸配送センター使用料		〃	1,380円	青果仲卸配送センター使用料		〃	1,380円	
	水産仲卸配送センター使用料		〃	1,555円	水産仲卸配送センター使用料		〃	1,555円	
	会議室等使用料	会議室	1時間につき	400円	会議室等使用料	会議室	1時間につき	400円	
		多目的ホール	〃	800円		多目的ホール	〃	800円	
調理実習室		〃	500円	調理実習室		〃	500円		
総合食品センター	売場施設使用料	1平方メートルにつき	月額	950円	総合食品センター	売場施設使用料	1平方メートルにつき	月額	950円
	配送施設使用料	〃	〃	900円		配送施設使用料	〃	〃	900円
駐車場	駐車場使用料	〃	〃	133円	駐車場	駐車場使用料	〃	〃	133円
空地	空地使用料	〃	〃	100円	空地	空地使用料	〃	〃	100円
備考 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は使用面積が1平方メートルに満たないときは、その端数又は使用面積をそれぞれ1					備考 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は使用面積が1平方メートルに満たないときは、その端数又は使用面積をそれぞれ1				

改正後	改正前
平方メートルとして計算する。	平方メートルとして計算する。